

旧	新
(規定の趣旨) 第1条 この規定は、投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）および、公共債（国債、地方債、政府保証債等）に関する取引について、お客様と株式会社富山第一銀行（以下「当行」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。この規定に別段の定めがないときには、第2条各号に掲げる約款によるものとします。 2 お客様は、投資信託および公共債の取引について、この規定に掲げる事項をご承諾いただき、自らの判断と責任において投資信託または公共債の取引を行うものとします。 (証券総合取引の利用) 第2条 お客様は、この規定に基づいて次の各号に掲げる約款に係る取引（以下「証券総合取引」といいます。）をいつでもこの規定および約款（以下「約款等」といいます。）の定めるところにより、ご利用いただけます。 ① 証券振替決済口座管理約款 ② 投資信託自動けいぞく（累積）投資約款 ③ 投資信託定時定額買付取引約款 ④ 証券特定口座約款 ⑤ 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款 ⑥追加 (申込方法等) 第3条 お客様は、当行所定の手続きにより証券総合取引を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り証券総合取引を開始することができます。 その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い、取引時確認を行わせていただきます。 2 前項の申込みにあたっては、証券振替決済口座管理約款第1条に規定する有価証券に係るお客様の口座（以下「証券振替決済口座」といいます。）の開設も併せて申し込むものとします。 3 お客様は、証券総合取引の申込時に、本人確認書類および共通番号（番号法第2条第5項に規定す	(規定の趣旨) 第1条 この規定は、投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）および、公共債（国債、地方債、政府保証債等）に関する取引について、お客様と株式会社富山第一銀行（以下「当行」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。この規定に別段の定めがないときには、第2条各号に掲げる約款によるものとします。 2 お客様は、投資信託および公共債の取引について、この規定に掲げる事項をご承諾いただき、自らの判断と責任において投資信託または公共債の取引を行うものとします。 (証券総合取引の利用) 第2条 お客様は、この規定に基づいて次の各号に掲げる約款に係る取引（以下「証券総合取引」といいます。）をいつでもこの規定および約款（以下「約款等」といいます。）の定めるところにより、ご利用いただけます。 ① 証券振替決済口座管理約款 ② 投資信託自動けいぞく（累積）投資約款 ③ 投資信託定時定額買付取引約款 ④ 証券特定口座約款 ⑤ 非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款 ⑥未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款 (申込方法等) 第3条 お客様は、当行所定の手続きにより証券総合取引を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り証券総合取引を開始することができます。 その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い、取引時確認を行わせていただきます。 2 前項の申込みにあたっては、証券振替決済口座管理約款第1条に規定する有価証券に係るお客様の口座（以下「証券振替決済口座」といいます。）の開設も併せて申し込むものとします。 3 お客様は、証券総合取引の申込時に、当行が定める本人確認書類および共通番号（番号法第2条第5項に規

る個人番号または同条第 16 項に規定する法人番号。以下同じ。)等に加え、個人の場合は、氏名、住所および生年月日を、法人の場合は、名称、住所、代表者の役職氏名、および次条に定める指定預金口座のお届け印(以下、「お届け印」といいます。)を届け出ていただきます。ただし、共通番号等についてすでにその届け出がされている場合には、改めてお届けいただく必要はありません。

4 お客様は、次の各号に掲げる事項を理解したうえで、証券総合取引を行うものとします。また、投資信託の購入に際しては、その投資信託に関する目論見書および目論見書補完書面の交付(電磁的方法等での交付を含む)を受け、その内容を確認のうえ、購入の申込みをするものとします。

公共債について追加

- ① 投資信託および公共債は、預金ではないこと。
- ② 投資信託および公共債は、預金保険法が定める預金保険の対象ではないこと。また、当行で購入いただいた投資信託および公共債は投資者保護基金の対象ではないこと。
- ③ 投資信託および公共債は、元本保証または利回り保証のいずれもないこと。
- ④ 投資信託は投資信託委託会社が設定・運用を行い、当行はお申込みの取扱いをしていること。
- ⑤ 投資信託および公共債は投資した資産が減少して、あるいは価格が下落して、購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入者であるお客様が負担することになること。

(指定預金口座)

第4条 お客様がお取引いただく当行の本支店または出張所(以下「取扱店」といいます。)にて証券総合取引の申込みをされる場合には、お客様の証券振替決済口座でのすべての投資信託および公共債の取引により生ずる当行がお客様にお支払いする金銭を入金する預金口座(以下「指定預金口座」といいます。)を指定していただきます。

定する個人番号または同条第 16 項に規定する法人番号。以下同じ。)等に加え、個人の場合は、氏名、住所および生年月日を、法人の場合は、名称、住所、代表者の役職氏名、および次条に定める指定預金口座のお届け印(以下、「お届け印」といいます。)を届け出ていただきます。ただし、共通番号等についてすでにその届け出がされている場合には、改めてお届けいただく必要はありません。

4 お客様は、次の各号に掲げる事項を理解したうえで、証券総合取引を行うものとします。また、投資信託の購入に際しては、その投資信託に関する目論見書および目論見書補完書面の交付(電磁的方法等での交付を含む)を受け、公共債の購入に際しては、その公共債の契約締結前の情報提供事項の提供を受け、その内容を確認のうえ、購入の申込みをするものとします。

- ① 投資信託および公共債は、預金ではないこと。
- ② 投資信託および公共債は、預金保険法が定める預金保険の対象ではないこと。また、当行で購入いただいた投資信託および公共債は投資者保護基金の対象ではないこと。
- ③ 投資信託および公共債は、元本保証または利回り保証のいずれもないこと。
- ④ 投資信託は投資信託委託会社が設定・運用を行い、当行はお申込みの取扱いをしていること。
- ⑤ 投資信託および公共債は投資した資産が減少して、あるいは価格が下落して、購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入者であるお客様が負担することになること。

(指定預金口座)

第4条 お客様がお取引いただく当行の本支店または出張所(以下「取扱店」といいます。)にて証券総合取引の申込みをされる場合には、お客様の証券振替決済口座でのすべての投資信託および公共債の取引により生ずる当行がお客様にお支払いする金銭を入金する預金口座(以下「指定預金口座」といいます。)を指定していただきます。

2 指定預金口座は、当行の普通預金口座または当座勘定に限るものとします。(ただし、インターネット支店を除きます。) 要払預金名追加 3 指定預金口座は、証券総合取引のお申込時にお届けいただいた名義と同一名義に限るものとします。 4 指定預金口座を変更されるときは、当行所定の書面によって届け出ていただきます。その場合の取扱いとは前二項に準じます。 5 当行は、お客様の証券振替決済口座での証券総合取引により生じる、当行がお客様にお支払いする金銭のすべてを指定預金口座へ入金します。また、お客様の証券振替決済口座での投資信託または公共債の取引により生じる、お客様が当行に支払いする金銭については、お客様からの依頼に基づき、指定預金口座から口座振替の方法により当行所定の支払日・時限までにお支払いいただきます。ただし、支払方法について別に当行が指定した場合は、その方法によりお支払いいただきます。 6 当行が、投資信託の収益分配金・償還金・解約代金・買取代金等または公共債の利金・償還金・買取代金等をお支払いする場合で、指定預金口座に入金するときは、取引報告書(契約締結時交付書面)およびその他書面に入金金額等を記載して通知しますので、その内容をご確認ください。 (取引残高報告書等の送付) 第5条 証券総合取引のお申込みをされ、証券振替決済口座に投資信託または公共債の残高があるお客様には、原則として3か月ごとに取引残高報告書を通知します。ただし、証券振替決済口座に投資信託または公共債の残高はあるものの1年以上取引がないお客様には、年1回以上通知します。 2 前項にかかわらず、お客様が取引の都度取引残高報告書の通知を受けることを当行にご請求されたときは、取引に係る受渡決済後遅滞なく通知するものとします。 3 前二項の取引残高報告書には、お客様が対象期間に取引された投資信託および公共債の約定年月日、受渡年月日、購入または解約・買取り等の別、銘	2 指定預金口座は、当行の普通預金口座または当座勘定に限るものとします。ただし、当行のインターネット支店に開設される普通預金口座を除きます。 3 指定預金口座は、証券総合取引のお申込時にお届けいただいた名義と同一名義に限るものとします。 4 指定預金口座を変更されるときは、当行所定の書面によって届け出ていただきます。その場合の取扱いは前二項に準じます。 5 当行は、お客様の証券振替決済口座での証券総合取引により生じる、当行がお客様にお支払いする金銭のすべてを指定預金口座へ入金します。また、お客様の証券振替決済口座での投資信託または公共債の取引により生じる、お客様が当行に支払いする金銭については、お客様からの依頼に基づき、指定預金口座から口座振替の方法により当行所定の支払日・時限までにお支払いいただきます。ただし、支払方法について別に当行が指定した場合は、その方法によりお支払いいただきます。 6 当行が、投資信託の収益分配金・償還金・解約代金・買取代金等または公共債の利金・償還金・買取代金等をお支払いする場合で、指定預金口座に入金するときは、取引報告書(契約締結時交付書面)およびその他書面に入金金額等を記載して通知しますので、その内容をご確認ください。 (取引残高報告書等の通知) 第5条 証券総合取引のお申込みをされ、証券振替決済口座に投資信託または公共債の残高があるお客様には、原則として3か月ごとに取引残高報告書を通知します。ただし、証券振替決済口座に投資信託または公共債の残高はあるものの1年以上取引がないお客様には、年1回以上通知します。 2 前項にかかわらず、お客様が取引の都度取引残高報告書の通知を受けることを当行にご請求されたときは、取引に係る受渡決済後遅滞なく通知するものとします。 3 前二項の取引残高報告書には、お客様が報告対象期間に取引された投資信託および公共債の約定年月日、受
---	--

柄、単価、購入時手数料等を含む受渡金額などが記載されています。

具体的内容追加

4 取引残高報告書の記載内容にご不審な点があるときは、速やかに当行のリテール部に直接ご連絡ください。取引残高報告書の到着後、15 日以内にご連絡がなかった場合、当行は、その記載事項のすべてについて承諾いただいたものとして取り扱わせていただきます。

5 当行は、第 1 項にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの取引残高報告書に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより取引残高報告書の通知を行わないことがあります。

6 当行が届出のあった氏名または名称、住所にあてて取引残高報告書その他の送付書類を発送または通知を行った場合、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

（免責事項）

第 6 条 当行は、次の各号に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 次条第 1 項による届出の前に生じた損害
- ② 本人確認書類をご提出いただけなかったために投資信託または公共債の振替または換金、その他の取扱いをしなかった場合に生じた損害
- ③ 本人確認書類としてご提出いただいた各種証明書類が真正なものであるかを相当の注意をもって確認し、真正なものと認めて投資信託または公共債の振替または換金、その他の取扱いをしたうえで、当該本人確認書類について偽造・変造その他の事故があった場合に生じた損害

渡年月日、購入または解約・買取り等の別、銘柄、単価、購入時手数料等を含む受渡金額、報告対象期間の末日における投資信託および公共債の残高などが記載されています。

4 取引残高報告書の記載内容にご不審な点があるときは、速やかに当行のリテール部に直接ご連絡ください。取引残高報告書の到着後、15 日以内にご連絡がなかった場合、当行は、その記載事項のすべてについて承諾いただいたものとして取り扱わせていただきます。

5 当行は、第 1 項にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの取引残高報告書に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより取引残高報告書の通知を行わないことがあります。

6 当行が届出のあった氏名または名称、住所にあてて取引残高報告書その他の送付書類を発送または通知を行った場合、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

（免責事項）

第 6 条 当行は、次の各号に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 次条第 1 項による届出の前に生じた損害
- ② 本人確認書類をご提出いただけなかったために投資信託または公共債の振替または換金、その他の取扱いをしなかった場合に生じた損害
- ③ 本人確認書類としてご提出いただいた各種証明書類が真正なものであるかを相当の注意をもって確認し、真正なものと認めて投資信託または公共債の振替または換金、その他の取扱いをしたうえで、当該本人確認書類について偽造・変造その他の事故があった場合に生じた損害

④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により、記録設備の故障等が発生したため、投資信託または公共債の振替または換金に直ちには応じられない場合に生じた損害 ⑤ 前号の事由により、投資信託または公共債の記録が滅失等した場合または証券振替決済口座管理約款第 10 条による償還金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害 ⑥ 証券振替決済口座管理約款第 16 条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害 ⑦ 当行が金銭を指定預金口座へ入金した後に生じた損害 ⑧ 電信または郵便の誤配、遅延等、当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害 (届出事項の変更等) 第7条 お客様の氏名または名称、住所もしくは証券振替決済口座管理約款第3条の2に規定する共通番号その他届出事項に変更があったときは、遅滞なく当行所定の手続きによって届け出ていただきます。 項番号修正 2 前項により届出があった場合、当行は「個人番号カード」等および運転免許証、印鑑登録証明書、戸籍抄本、住民票の写し、その他当行が必要とする書類等をご提出いただきます。また、所定の手続きが完了した後でなければ投資信託または公共債の振替または換金、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。 3 第1項による変更後は、変更後の氏名または名称・住所もしくは共通番号等をもって、届出の氏名または名称・住所もしくは共通番号等とします。 4 当行が届出のあった氏名もしくは名称、住所にあてて発送した通知または送付書類が到達せず当行に返戻された場合は第1項による届出および第2項による当行所定の手続きが完了するまでの間、当行はお客さまに通知することなく取引(インターネット取引含む)を制限することができるものとします。 5 第4項によりお客さまに生じた損害について当行は責任を負いません。 平仄合わせ	④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により、記録設備の故障等が発生したため、投資信託または公共債の振替または換金に直ちには応じられない場合に生じた損害 ⑤ 前号の事由により、投資信託または公共債の記録が滅失等した場合または証券振替決済口座管理約款第 10 条による償還金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害 ⑥ 証券振替決済口座管理約款第 16 条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害 ⑦ 当行が金銭を指定預金口座へ入金した後に生じた損害 ⑧ 電信または郵便の誤配、遅延等、当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害 (届出事項の変更等) 第7条 お客様の氏名または名称、住所もしくは第3条 第3項に規定する共通番号その他届出事項に変更があったときは、遅滞なく当行所定の手続きによって届け出ていただきます。 2 前項により届出があった場合、当行は「個人番号カード」等および運転免許証、印鑑登録証明書、戸籍抄本、住民票の写し、その他当行が必要とする書類等をご提出いただきます。また、所定の手続きが完了した後でなければ投資信託または公共債の振替または換金、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。 3 第1項による変更後は、変更後の氏名または名称・住所もしくは共通番号等をもって、届出の氏名または名称・住所もしくは共通番号等とします。 4 当行が届出のあった氏名もしくは名称、住所にあてて発送した通知または送付書類が到達せず当行に返戻された場合は第1項による届出および第2項による当行所定の手続きが完了するまでの間、当行はお客さまに通知することなく取引(インターネット取引含む)を制限することができるものとします。 5 前項によりお客さまに生じた損害について当行は責任を負いません。
--	---

(成年後見人等の届出) 第8条 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出てください。 2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出てください。 3 すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に届け出てください。 4 前三項の届出事項に取消しまたは変更が生じた場合にも同様に届け出てください。 5 前四項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。 (反社会的勢力との取引拒絶) 第9条 この規定に定める証券総合取引は、次条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができるものとし、次条第2項各号のいずれかに該当する場合には、当行は証券総合取引をお断りするものとします。 (解約等) 第10条 証券総合取引に係る契約は、次の場合に解約されます。また、証券振替決済口座管理約款第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、お客様の投資信託または公共債を他の口座管理機関へお振替えください。証券振替決済口座管理約款第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託または公共債を換金し、金銭によりお返しすることがあります。なお、この契約の解約によって生じた損害について、当行は責任を負いません。 ① お客様から証券総合取引の解約のお申し出があったとき。 ② お客様から証券振替決済口座の解約のお申し出があったとき。	(成年後見人等の届出) 第8条 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出てください。 2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出てください。 3 すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に届け出てください。 4 前三項の届出事項に取消しまたは変更が生じた場合にも同様に届け出てください。 5 前四項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。 (反社会的勢力との取引拒絶) 第9条 この規定に定める証券総合取引は、次条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができるものとし、次条第2項各号のいずれかに該当する場合には、当行は証券総合取引をお断りするものとします。 (解約等) 第10条 証券総合取引に係る契約は、次の場合に解約されます。また、証券振替決済口座管理約款第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、お客様の投資信託または公共債を他の口座管理機関へお振替えください。証券振替決済口座管理約款第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託または公共債を換金し、金銭によりお返しすることがあります。なお、この契約の解約によって生じた損害について、当行は責任を負いません。 ① お客様から証券総合取引の解約のお申し出があったとき。 ② お客様から証券振替決済口座の解約のお申し出があったとき。
---	---

③ 当行がお客様に催告したにもかかわらず、お客様が所定の手数料を支払わないとき。 ④ お客様に相続の開始があったことを当行が知ったとき（この場合の相続手続きについては当行所定の方法によるものとします）。 ⑤ お客様が、この規定の定めに違反し、当行が是正を求めたにもかかわらず、お客様が違反されたままのとき。 ⑥ 証券振替決済口座におけるお客様の投資信託または公共債の残高が、当行が定める一定期間以上ないとき。 ⑦ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。 2 前項のほか、次の各号のいずれかに該当すると当行が判断し、お客様と取引を継続することが不適切である場合には、当行は証券総合取引を停止し、またはお客様に通知することにより、証券総合取引に係る契約を解約することができるものとします。この場合、当行は前項に準じて、お客様の投資信託および公共債については振替または換金の手続きを行います。なお、この契約の解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。また、この契約の解約によって生じた損害について、当行は責任を負いません。 ① お客様が当行との取引開始時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。 ② お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。 イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。 ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。 ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする	③ 当行がお客様に催告したにもかかわらず、お客様が所定の手数料を支払わないとき。 ④ お客様に相続の開始があったことを当行が知ったとき（この場合の相続手続きについては当行所定の方法によるものとします）。 ⑤ お客様が、この規定の定めに違反し、当行が是正を求めたにもかかわらず、お客様が違反されたままのとき。 ⑥ 証券振替決済口座におけるお客様の投資信託または公共債の残高が、当行が定める一定期間以上ないとき。 ⑦ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。 2 前項のほか、次の各号のいずれかに該当すると当行が判断し、お客様と取引を継続することが不適切である場合には、当行は証券総合取引を停止し、またはお客様に通知することにより、証券総合取引に係る契約を解約することができるものとします。この場合、当行は前項に準じて、お客様の投資信託および公共債については振替または換金の手続きを行います。なお、この契約の解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。また、この契約の解約によって生じた損害について、当行は責任を負いません。 ① お客様が当行との取引開始時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。 ② お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。 イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。 ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。 ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不
--	--

など、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。 ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。 ホ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。 ③ お客様が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合 イ 暴力的な要求行為。 ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為。 ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。 ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為。 ホ その他イからニに準ずる行為。 3 第1項および第2項による投資信託または公共債の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、投資信託の償還金、解約金、収益の分配金または公共債の利金・償還金・買取代金などの預り金があるときは、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。 (換金時の取扱い) 第11条 前条に基づき、お客様の証券振替決済口座に記載または記録されている投資信託および公共債を換金するにあたっては、当行の定める方法により、お客様の指示に従って、換金を行ったうえ、金銭によりお返しします。 (お客様情報等の取扱い) 第12条 米国政府および日本政府からの要請により、当行は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として次の各号のいずれかに該当する場合および該当する可能性があるとして当行が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在	当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。 ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。 ホ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。 ③ お客様が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合 イ 暴力的な要求行為。 ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為。 ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。 ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為。 ホ その他イからニに準ずる行為。 3 第1項および第2項による投資信託または公共債の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、投資信託の償還金、解約金、収益の分配金または公共債の利金・償還金・買取代金などの預り金があるときは、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。 (換金時の取扱い) 第11条 前条に基づき、お客様の証券振替決済口座に記載または記録されている投資信託および公共債を換金するにあたっては、当行の定める方法により、お客様の指示に従って、換金を行ったうえ、金銭によりお返しします。 (お客様情報等の取扱い) 第12条 米国政府および日本政府からの要請により、当行は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として次の各号のいずれかに該当する場合および該当する可能性があるとして当行が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座
---	---

地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この規定の交付をもって、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることおよび提供に必要なお客様の情報（米国納税者番号等）をお客様が開示することについて同意していただいたものとして取り扱います。

追加

- ① 米国における納税義務のある個人、法人またはその他の組織
- ② 米国における納税義務のある個人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の組織
- ③ FATCA の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第 1471 条および第 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

（合意管轄）

第 13 条 お客様と当行との間の投資信託または公共債の取引に関する訴訟については、取扱店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が所轄裁判所を指定することができるものとします。

（約款等の変更）

第 14 条 この約款等は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

2 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。

3 前二項による変更は、公表等の際に定める相当の期間を経過した日から適用するものとします。

平成 13 年 12 月制定

番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この規定の交付をもって、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることおよび提供に必要なお客様の情報（米国納税者番号等）をお客様が開示することについて同意していただいたものとして取り扱います。

なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf) に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。

- ① 米国における納税義務のある個人、法人またはその他の組織
- ② 米国における納税義務のある個人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の組織
- ③ FATCA の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第 1471 条および第 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

（合意管轄）

第 13 条 お客様と当行との間の投資信託または公共債の取引に関する訴訟については、取扱店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が所轄裁判所を指定することができるものとします。

（約款等の変更）

第 14 条 約款等は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

2 前項による約款等の変更は、変更を行う旨および変更後の約款等の内容ならびにその効力発生時期を店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。

3 前二項による変更は、公表等の際に定める相当の期間を経過した日から適用するものとします。

平成 13 年 12 月制定

平成 18 年 12 月改定	平成 18 年 12 月改定
平成 19 年 9 月改定	平成 19 年 9 月改定
平成 22 年 9 月改定	平成 22 年 9 月改定
平成 26 年 1 月改定	平成 26 年 1 月改定
平成 27 年 1 月改定	平成 27 年 1 月改定
平成 27 年 9 月改定	平成 27 年 9 月改定
平成 28 年 1 月改定	平成 28 年 1 月改定
平成 29 年 10 月改定	平成 29 年 10 月改定
令和 5 年 10 月改定	令和 5 年 10 月改定
令和 6 年 1 月改定	令和 6 年 1 月改定
令和 7 年 1 月改定	令和 7 年 1 月改定
令和 8 年 1 月改定	令和 8 年 1 月改定
令和 8 年 7 月改定	令和 8 年 7 月改定
以上	<u>令和 8 年 10 月改定</u>
	以上

○証券振替決済口座管理約款

旧	新
（約款の趣旨） 第 1 条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う有価証券（投資信託、公共債（国債、地方債、政府保証債等）をいいます。以下、投資信託、公共債（国債、地方債、政府保証債等）を総称して「有価証券」といいます。）に係るお客様の口座（以下「証券振替決済口座」といいます。）を株式会社富山第一銀行（以下「当行」といいます。）に開設するに際し、当行とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。 2 この規定に記載する振替機関とは、振替法の定めるところにより国債については日本銀行、国債を除く公共債、投資信託については株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）を指します。 3 また、国債を除く公共債、投資信託の範囲については、機構の社債等に関する業務規程に定めるものとします。 （証券振替決済口座）	（約款の趣旨） 第 1 条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う有価証券（公共債（国債、地方債、政府保証債等）<u>および投資信託</u>をいいます。以下総称して「有価証券」といいます。）に係るお客様の口座（以下「証券振替決済口座」といいます。）を株式会社富山第一銀行（以下「当行」といいます。）に開設するに際し、当行とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。 2 この<u>約款</u>に<u>規定</u>する振替機関とは、振替法の定めるところにより国債については日本銀行、国債を除く公共債、投資信託については株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）を指します。 3 また、国債を除く公共債、投資信託の範囲については、機構の社債等に関する業務規程に定めるものとします。 （証券振替決済口座）

第2条 証券振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。

2 証券振替決済口座には、振替機関が定めるところにより、国債については種別および内訳区分、国債を除く公共債、投資信託については内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である有価証券の記載または記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の有価証券の記載または記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。

3 当行は、お客様が有価証券についての権利を有するものに限り証券振替決済口座に記載または記録いたします。

（証券振替決済口座の開設）

第3条 証券振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当行所定の手続きによりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。

2 当行は、お客様から当行所定の手続きにより証券振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく証券振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

3 証券振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則および振替機関が講ずる必要な措置ならびに日本銀行の国債振替決済業務規程ならびに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

（共通番号の届出）

第3条の2 お客様は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関連法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第16

第2条 証券振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。

2 証券振替決済口座には、振替機関が定めるところにより、国債については種別および内訳区分、国債を除く公共債、投資信託については内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である有価証券の記載または記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の有価証券の記載または記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。

3 当行は、お客様が有価証券についての権利を有するものに限り証券振替決済口座に記載または記録いたします。

（証券振替決済口座の開設）

第3条 証券振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当行所定の手続きによりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。

2 当行は、お客様から当行所定の手続きにより証券振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく証券振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

3 証券振替決済口座は、この約款**および証券総合取引規定**に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則および振替機関が講ずる必要な措置ならびに日本銀行の国債振替決済業務規程ならびに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

（共通番号の届出）

第3条の2 お客様は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関連法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第16

項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令の定めがある場合に、お客様の共通番号を当行にお届けいただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

追加

(契約期間等)

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

2 この契約は、お客様または当行から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(当行への届出事項)

第5条 当行所定の手続きによって届出いただいた、証券総合取引規定第4条に定める指定預金口座、住所・氏名または名称および共通番号等をもって、当行への届出事項とさせていただきます。

(振替の申請)

第6条 お客様は、証券振替決済口座に記載または記録されている有価証券について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
- ② 法令の規定により禁止された譲渡または質入に係るものその他振替機関が定めるもの
- ③ 国債の償還期日または利子支払期日の3営業日前から前営業日までの範囲内において日本銀行が定める期間中に振替を行うもの
- ④ 国債を除く公共債の償還期日または繰上償還期日において振替を行うもの
- ⑤ 国債を除く公共債の償還期日、繰上償還期日、定期償還期日または利子支払期日の前営業日において振替を行うもの
- ⑥ 投資信託の収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの(当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)

項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令の定めがある場合に、お客様の共通番号を当行にお届けいただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

ただし、共通番号等についてすでにその届け出がされている場合には、改めてお届けいただく必要はありません。

(契約期間等)

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

2 この契約は、お客様または当行から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(当行への届出事項)

第5条 当行所定の手続きによって届出いただいた、証券総合取引規定第4条に定める指定預金口座、住所・氏名または名称および共通番号等をもって、当行への届出事項とさせていただきます。

(振替の申請)

第6条 お客様は、証券振替決済口座に記載または記録されている有価証券について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
- ② 法令の規定により禁止された譲渡または質入に係るものその他振替機関が定めるもの

③削除 不要

- ③ 国債を除く公共債の償還期日または繰上償還期日において振替を行うもの
- ④ 国債を除く公共債の償還期日、繰上償還期日、定期償還期日または利子支払期日の前営業日において振替を行うもの
- ⑤ 投資信託の収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの(当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)

⑦ 投資信託の償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）。 ⑧ 投資信託の償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）。 ⑨ 投資信託の販社外振替（振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものを行います。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの。 イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。） ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日 ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。） ニ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。） ホ 償還日 ヘ 償還日翌営業日 ⑩ 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの。 2 前項に基づき、お客様が振替の申請を行うに当たっては、その7営業日前までに、次に掲げる事項を当行所定の手続きによりお申込みください。 ① 当該振替において減少および増加の記載または記録がされるべき有価証券の銘柄および金額または数量 ② 国債においては、お客様の証券振替決済口座において減少の記載または記録がされるべき種別および内	⑥ 投資信託の償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）。 ⑦ 投資信託の償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）。 ⑧ 投資信託の販社外振替（振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものを行います。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの。 イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。） ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日 ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。） ニ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。） ホ 償還日 ヘ 償還日翌営業日 <u>⑨ 投資信託</u>の振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの。 2 前項に基づき、お客様が振替の申請を行うに当たっては、その7営業日前までに、次に掲げる事項を当行所定の手続きによりお申込みください。 ① 当該振替において減少および増加の記載または記録がされるべき有価証券の銘柄および金額または数量 ② 国債においては、お客様の証券振替決済口座において減少の記載または記録がされるべき種別および内
---	---

訳区分、国債を除く公共債および投資信託については、お客様の証券振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別 ③ 振替先口座およびその直近上位機関の名称 ④ 振替先口座において、国債については増加の記載または記録がされるべき種別および内訳区分、国債を除く公共債および投資信託については、お客様の振替決済口座において増加の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別 ⑤ 振替を行う日 国債→公共債へ 3 前項第1号の金額または数量は、国債においてはその最低額面金額の整数倍、国債を除く公共債においては各公共債等の金額の整数倍、投資信託においては1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。 4 振替の申請が、証券振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の証券振替決済口座」として提示してください。 5 当行に有価証券の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまずに有価証券の振替の申請があったものとして取り扱います。 （他の口座管理機関への振替） 第7条 当行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当社は振替の申し出を受け付けられないことがあります。また、当行で、投資信託を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当行名および口座を開設している支店名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等）を連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合には、正しく手続きが行われないことがあります。	訳区分、国債を除く公共債および投資信託については、お客様の証券振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別 ③ 振替先口座およびその直近上位機関の名称 ④ 振替先口座において、国債については増加の記載または記録がされるべき種別および内訳区分、国債を除く公共債および投資信託については、お客様の振替決済口座において増加の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別 ⑤ 振替を行う日 3 前項第1号の金額または数量は、<u>公共債</u>においてはその最低額面金額の整数倍、投資信託においては1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。 4 振替の申請が、証券振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の証券振替決済口座」として提示してください。 5 当行に有価証券の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまずに有価証券の振替の申請があったものとして取り扱います。 （他の口座管理機関への振替） 第7条 当行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当社は振替の申し出を受け付けられないことがあります。また、当行で、投資信託を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当行名および口座を開設している支店名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等）を連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合には、正しく手続きが行われないことがあります。
---	--

2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申込みください。この場合、当行所定の手数料を申し受けます。 (担保の設定) 第8条 お客様の有価証券について、担保を設定される場合は、当行が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、振替機関が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。 (みなし抹消申請または抹消申請の委任) 第9条 証券振替決済口座に記載または記録されている有価証券が、償還またはお客様の請求により解約もしくは当行に買取りを請求される場合には、国債においては振替法に基づく抹消の申請があったものとみなし、国債を除く公共債および投資信託においては当該有価証券について、お客様から当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとして、当該委任に基づき、当行がお客様に代わってお手続きさせていただきます。 (償還金、換金代金および収益分配金ならびに利金の代理受領等) 換金代金→解約金 第10条 証券振替決済口座に記載または記録されている有価証券(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。)の償還金(繰上償還金および定時償還金を含みます。以下同じ。)、換金代金および収益分配金ならびに利金の支払いがあるときは、次のとおり取扱います。 換金代金→解約金 ① 国債においては、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当行がお客様に代わって日本銀行からこれを受領し、あらかじめ指定された指定預金口座に入金します。 指定預金口座についての条文 ② 国債を除く公共債においては、支払代理人が発行者から受領してから、当行がお客様に代わってこれを受領し、あらかじめ指定された指定預金口座に入金します。 指定預金口座についての条文	2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申込みください。この場合、当行所定の手数料を申し受けます。 (担保の設定) 第8条 お客様の有価証券について、担保を設定される場合は、当行が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、振替機関が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。 (みなし抹消申請または抹消申請の委任) 第9条 証券振替決済口座に記載または記録されている有価証券が償還またはお客様が投資信託の解約を請求される場合には、国債においては振替法に基づく抹消の申請があったものとみなし、国債を除く公共債および投資信託においては当該有価証券について、お客様から当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとして、当該委任に基づき、当行がお客様に代わってお手続きさせていただきます。 (償還金、解約金および収益分配金ならびに利金の代理受領等) 第10条 証券振替決済口座に記載または記録されている有価証券(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。)の償還金(繰上償還金および定時償還金を含みます。以下同じ。)、解約金および収益分配金ならびに利金の支払いがあるときは、次のとおり取扱います。 ① 国債においては、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当行がお客様に代わって日本銀行からこれを受領し、証券総合取引規定第4条に定める指定預金口座に入金します。 ② 国債を除く公共債においては、支払代理人が発行者から受領してから、当行がお客様に代わってこれを受領し、証券総合取引規定第4条に定める指定預金口座に入金します。
--	--

③ 投資信託においては、当行がお客様に代わって当該投資信託の受託銀行からこれを受領し、証券総合取引規定第4条に定める指定預金口座に入金します。 (お客様への連絡事項) 第11条 当行は、有価証券について、次の事項をお客様にご通知します。 ① 償還期限（償還期限がある場合に限りします。） ② 残高照合のための報告 ③ お客様に対して振替機関から通知された事項 2 前項の残高照合のための報告は、有価証券の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。 取引残高報告書についての条文 (口座管理料) 第12条 当行は、口座を開設したときは、その開設時および口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。 2 当行は、前項の場合、買取代金または解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、公共債の償還金、利金または買取代金等、投資信託の償還金、解約金、収益分配金の支払いのご請求には応じないことがあります。 (当行の連帯保証義務) 第13条 振替機関が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限りします。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。 ① 有価証券の振替手続きを行った際、振替機関において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた有価証券の超過分（有価証券を取得した者のないことが証明された分を除きます。）	③ 投資信託においては、当行がお客様に代わって当該投資信託の受託銀行からこれを受領し、証券総合取引規定第4条に定める指定預金口座に入金します。 (お客様への連絡事項) 第11条 当行は、有価証券について、次の事項をお客様にご通知します。 ① 償還期限（償還期限がある場合に限りします。） ② 残高照合のための報告 ③ お客様に対して振替機関から通知された事項 2 <u>前項第2号に定める</u>残高照合のための報告は、<u>証券総合取引規定第5条に規定する</u>取引残高報告書により行います。 (口座管理料) 第12条 当行は、口座を開設したときは、その開設時および口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。 2 当行は、前項の場合、買取代金または解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、公共債の償還金、利金または買取代金等、投資信託の償還金、解約金、収益分配金の支払いのご請求には応じないことがあります。 (当行の連帯保証義務) 第13条 振替機関が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限りします。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。 ① 有価証券の振替手続きを行った際、振替機関において、誤記帳等により本来の<u>残額または</u>口数より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた有価証券の超過分（有価証券を取得した者のないことが証明された分を
---	--

の償還金、買取代金または解約金等、収益の分配金および利金の支払いをする義務 ② その他、振替機関において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務 （振替機関において取り扱う有価証券の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知） 第 14 条 当行は、振替機関において取り扱う有価証券のうち、当行が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。 2 当行は、当行における有価証券の取扱いについて、お客様からお問合せがあった場合には、お客様にその取扱いの可否を通知します。 （解約等） 第 15 条 この契約は、証券総合取引規定第 10 条の規定により、同規定第 2 条に定める証券総合取引が解約された場合には解約されます。なお、解約の手続き等については、同条の規定を準用するものとします。 （緊急措置） 第 16 条 法令の定めるところにより有価証券の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。 （その他） 第 17 条 この約款に別段の定めがないときは、証券総合取引規定および同規定第 2 条各号に定める約款の規定によるものとします。 平成 18 年 7 月制定 平成 19 年 9 月改定 平成 22 年 9 月改定 平成 26 年 1 月改定 平成 27 年 9 月改定 平成 28 年 1 月改定 令和 7 年 1 月改定 令和 8 年 1 月改定 以上	除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金および利金の支払いをする義務 ② その他、振替機関において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務 （振替機関において取り扱う有価証券の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知） 第 14 条 当行は、振替機関において取り扱う有価証券のうち、当行が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。 2 当行は、当行における有価証券の取扱いについて、お客様からお問合せがあった場合には、お客様にその取扱いの可否を通知します。 （解約等） 第 15 条 この契約は、証券総合取引規定第 10 条の規定により、同規定第 2 条に定める証券総合取引が解約された場合には解約されます。なお、解約の手続き等については、同条の規定を準用するものとします。 （緊急措置） 第 16 条 法令の定めるところにより有価証券の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。 （その他） 第 17 条 この約款に別段の定めがないときは、証券総合取引規定および同規定第 2 条各号に定める約款の規定によるものとします。 平成 18 年 7 月制定 平成 19 年 9 月改定 平成 22 年 9 月改定 平成 26 年 1 月改定 平成 27 年 9 月改定 平成 28 年 1 月改定 令和 7 年 1 月改定 令和 8 年 1 月改定 <u>令和 8 年 10 月改定</u> 以上
--	---

○投資信託自動けいぞく（累積）投資約款

旧	新
（約款の趣旨） 第1条 この約款は、お客様と株式会社富山第一銀行（以下「当行」といいます。）との間の、投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の自動けいぞく（累積）投資に関する取り決めです。この約款に別段の定めがないときには、証券総合取引規定および同規定第2条各号に定める約款の規定によるものとします。 2 当行は、この約款に従って累積投資契約（以下「契約」といいます。）をお客様と締結いたします。 （定義） 第2条 自動けいぞく（累積）投資とは、あらかじめ定められた方法により、証券総合取引規定第4条に定める指定預金口座（以下、「指定預金口座」といいます）から引き落した金銭または証券振替決済口座（証券振替決済口座管理約款第1条に規定する証券振替決済口座をいいます。以下同じ。）に記載または記録されている投資信託の収益分配金等の金銭を対価として同一種類の投資信託の買付注文を継続的に行い、取得することをいいます。なお、自動けいぞく（累積）投資のために、お客様の金銭を分別する口座を「累積投資口座」といいます。累積投資口座でお預かりしたお客様の金銭に対しては、利子、その他いかなる名目による対価もお支払いしません。 （累積投資契約の申込方法） 第3条 お客様が、自動けいぞく（累積）投資を開始するときは、当行所定の手続きにより契約を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り契約を締結することができます。 2 当行は、前項の申込みを受け、当行が承諾した場合には直ちにお客様の「累積投資口座」を開設します。 （個別累積投資取引の申込方法） 第4条 お客様が、個別銘柄の自動けいぞく（累積）投資を開始するときは、前条規定の契約を締結したうえで、当行所定の手続きによりこの契約を申し込むも	（約款の趣旨） 第1条 この約款は、お客様と株式会社富山第一銀行（以下「当行」といいます。）との間の、投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の自動けいぞく（累積）投資に関する取り決めです。この約款に別段の定めがないときには、証券総合取引規定および同規定第2条各号に定める約款の規定によるものとします。 2 当行は、この約款に従って累積投資契約（以下「契約」といいます。）をお客様と締結いたします。 （定義） 第2条 自動けいぞく（累積）投資とは、あらかじめ定められた方法により、証券総合取引規定第4条に定める指定預金口座（以下「指定預金口座」といいます）から引き落した金銭または証券振替決済口座（証券振替決済口座管理約款第1条に規定する証券振替決済口座をいいます。以下同じ。）に記載または記録されている投資信託の収益分配金等の金銭を対価として同一種類の投資信託の買付注文を継続的に行い、取得することをいいます。なお、自動けいぞく（累積）投資のために、お客様の金銭を分別する口座を「累積投資口座」といいます。累積投資口座でお預かりしたお客様の金銭に対しては、利子、その他いかなる名目による対価もお支払いしません。 （累積投資契約の申込方法） 第3条 お客様が、自動けいぞく（累積）投資を開始するときは、当行所定の手続きにより契約を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り契約を締結することができます。 2 当行は、前項の申込みを受け、当行が承諾した場合には直ちにお客様の「累積投資口座」を開設します。 （個別累積投資取引の申込方法） 第4条 お客様が、個別銘柄の自動けいぞく（累積）投資を開始するときは、前条規定の契約を締結したうえで、当行所定の手続きによりこの契約を申し込むも

のとします。ただし、当行が自動けいぞく（累積）投資の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。

2, 3項に分ける

なお、当行が「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款（以下、本条において「当該約款」といいます。）」により、お客様が特定累積投資勘定に係る累積投資契約に基づく取引（以下「つみたて投資枠」といいます。）での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄、および当該約款により、お客様が特定非課税管理勘定に係る累積投資契約に基づく取引（以下「成長投資枠優先の累積投資取引」といいます。）での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当行の選定する銘柄を対象銘柄とします。ただし、当該約款により、つみたて投資枠での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、つみたて投資枠以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。

2 自動けいぞく（累積）投資のうち投資信託定時定額取引の申込方法等については「定時定額買付取引約款」によるものとし、つみたて投資枠での取得のお申込みをされる場合には、当該約款の規定にも従うものとします。

（金銭の払込み）

第5条 お客様は、この契約に係る投資信託の買付けにあてるため、随時その代金（以下「払込金」といいます。）を累積投資口座に払い込むことができます。

2 前項の払込金は、当該投資信託の目論見書に定める金額とします。

具体化

（買付の時期および価額）

第6条 当行は、お客様からこの契約に係る投資信託の買付けの申込みがあったときは、証券総合取引規定その他の約款、当該投資信託の目論見書等の定めるところにより、当該投資信託の買付けを行います。ただし、当該投資信託の目論見書において買付申込日に制

のとします。ただし、当行が自動けいぞく（累積）投資の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。

2 前項の規定にかかわらず、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」の規定により、お客様が特定累積投資勘定（以下「つみたて投資枠」といいます。）に受け入れることができる投資信託の銘柄、および特定非課税管理勘定（以下「成長投資枠」といいます。）に累積投資取引により受け入れることができる投資信託の銘柄については、当行の選定する銘柄を対象銘柄とします。

3 前項に規定する約款の定めにより、つみたて投資枠に受け入れることができる投資信託の銘柄については、つみたて投資枠以外の勘定を利用した取得の申込みをすることはできません。

4 自動けいぞく（累積）投資のうち投資信託定時定額取引の申込方法等については「定時定額買付取引約款」によるものとし、つみたて投資枠または成長投資枠を利用して投資信託定時定額取引をされる場合には、当該約款の規定にも従うものとします。

（金銭の払込み）

第5条 お客様は、この契約に係る投資信託の買付けにあてるため、随時その代金（以下「払込金」といいます。）を累積投資口座に払い込むことができます。

2 前項の払込金は、当該投資信託の目論見書に定める最低買付金額以上とします。

（買付の時期および価額）

第6条 当行は、お客様からこの契約に係る投資信託の買付けの申込みがあったときは、証券総合取引規定その他の約款、当該投資信託の目論見書等の定めるところにより、当該投資信託の買付けを行います。ただし、当該投資信託の目論見書において買付申込日に制

限が設けられている場合は、当該目論見書の定めに従います。

2 前項の買付価額は、買付日の価額に所定の手数料および消費税等を加えた金額とします。なお、お客様がつみたて投資枠での買付けの申込みをされる場合には、販売および解約に係る手数料ならびに取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいただいております。

3 買付けられたこの契約に係る投資信託の所有権ならびにその元本および収益分配金に対する請求権は、当該買付のあった日からお客様に帰属するものとします。

（この契約に係る投資信託の管理）

第7条 この契約によって買付けされた投資信託は、証券振替決済口座約款の定めるところに従い証券振替決済口座への記載または記録により管理します。

2 当行は、前項の規定により管理する投資信託につき、管理料を申し受けることができるものとします。

（収益分配金の再投資）

第8条 この契約に係る投資信託の収益分配金は、お客様に代って当行が受領のうえ、その全額から所定の税金等を差引いた後、当該お客様の累積投資口座に繰り入れ、当該投資信託の目論見書の定めに従い、決算日の価額により買付けを行います。なお、この場合、買付けの手数料は無料とします。

2 前項に規定する収益分配金の再投資を停止する場合には、お客様は当行所定の手続きにより申込みするものとします。その場合、それ以後の収益分配金については指定預金口座に入金します。

3 前項で停止した収益分配金の再投資を再開する場合には、お客様は当行所定の手続きにより、当行に申込みするものとします。

（換金または振替）

第9条 当行は、お客様からこの契約に係る投資信託の換金の申込みを受けたときは、証券総合取引規定その他の約款、当該投資信託の目論見書等の定めるところに従い、当該投資信託の換金を行います。ただし、当該投資信託の目論見書において換金の申込日に制限

限が設けられている場合は、当該目論見書の定めに従います。

2 前項の買付価額は、第8条の場合を除き、買付約定日の基準価額に所定の手数料および消費税等を加えた金額とします。なお、お客様がつみたて投資枠での買付けの申込みをされる場合には、買付けおよび解約に係る手数料ならびに取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料は無料とします。

3 買付けられたこの契約に係る投資信託の所有権ならびにその元本および収益分配金に対する請求権は、当該買付けのあった日からお客様に帰属するものとします。

（この契約に係る投資信託の管理）

第7条 この契約によって買付けされた投資信託は、証券振替決済口座約款の定めるところに従い証券振替決済口座への記載または記録により管理します。

2 当行は、前項の規定により管理する投資信託につき、前条第2項に定める場合を除き、口座管理料を申し受けることができるものとします。

（収益分配金の再投資）

第8条 この契約に係る投資信託の収益分配金は、お客様に代って当行が受領のうえ、その全額から所定の税金等を差引いた後、当該お客様の累積投資口座に繰り入れ、当該投資信託の目論見書の定めに従い、決算日の価額により買付けを行います。なお、この場合、買付けの手数料は無料とします。

2 前項に規定する収益分配金の再投資を停止する場合には、お客様は当行所定の手続きにより申込みするものとします。その場合、それ以後の収益分配金については指定預金口座に入金します。

3 前項で停止した収益分配金の再投資を再開する場合には、お客様は当行所定の手続きにより、当行に申込みするものとします。

（換金または振替）

第9条 当行は、お客様からこの契約に係る投資信託の換金の申込みを受けたときは、証券総合取引規定および同規定第2条各号に定める約款、当該投資信託の目論見書等の定めるところに従い、当該投資信託の換金を行います。ただし、当該投資信託の目論見書にお

が設けられている場合には、当該目論見書の定めに従います。

2 前項の申込みは、当行所定の手続きによってこれを行うものとします。この場合、当該投資信託の目論見書に定められた価額により当該投資信託を換金し、当該換金に係る費用等（換金に係る手数料に係る場合は当該手数料およびそれに伴う消費税、信託財産留保額、換金に伴い源泉徴収等がされる場合には当該税金等）を差し引いた金銭を、当該投資信託の目論見書に定める所定の日以後に、お客様の指定預金口座に入金します。

3 前二項の換金の申込みが、この契約に係る投資信託の乗換えに係る取引である場合には、前項の規定にかかわらず、当該換金に伴う金銭を当該お客様の累積投資口座に繰り入れ、当該乗換えに係る投資信託の買付代金に充当します。

4 クローズド期間のある投資信託についての当該クローズド期間中の第1項および第2項の適用については、次の各号のいずれかの事由に該当する場合に限り行うものとします。

- ① お客様が死亡したとき。
- ② お客様が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき。
- ③ お客様が破産宣告開始決定を受けたとき。
- ④ お客様が疾病により生計の維持ができなくなったとき。
- ⑤ その他前各号に準ずる事由があるものとして、当行が認めるとき。

5 お客様が、この契約に係る投資信託を他の金融商品取引業者等への振替を希望される場合には、証券振替決済口座管理規定第7条の規定に従って振替の手続きをするものとします。

（解約）

第10条 この契約は、証券総合取引規定第10条の規定により、同規定第2条に定める証券総合取引が解約されたとき、もしくは次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。

- ① お客様からこの契約の解約の申し出があったとき。

いて換金の申込日に制限が設けられている場合には、当該目論見書の定めに従います。

2 前項の申込みは、当行所定の手続きによってこれを行うものとします。この場合、当該投資信託の目論見書に定められた価額により当該投資信託を換金し、当該換金に係る費用等（換金時に手数料がかかる場合は当該手数料およびそれに伴う消費税、信託財産留保額、換金に伴い源泉徴収等がされる場合には当該税金等）を差し引いた金銭を、当該投資信託の目論見書に定める所定の日以後に、お客様の指定預金口座に入金します。

3 前二項の換金の申込みが、この契約に係る投資信託の乗換えに係る取引である場合には、前項の規定にかかわらず、当該換金に伴う金銭を当該お客様の累積投資口座に繰り入れ、当該乗換えに係る投資信託の買付代金に充当します。

4 クローズド期間のある投資信託についての当該クローズド期間中の第1項および第2項の適用については、次の各号のいずれかの事由に該当する場合に限り行うものとします。

- ① お客様が死亡したとき。
- ② お客様が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき。
- ③ お客様が破産宣告開始決定を受けたとき。
- ④ お客様が疾病により生計の維持ができなくなったとき。
- ⑤ その他前各号に準ずる事由があるものとして、当行が認めるとき。

5 お客様が、この契約に係る投資信託を他の金融商品取引業者等への振替を希望される場合には、証券振替決済口座管理規定第7条の規定に従って振替の手続きをするものとします。

（解約）

第10条 この契約は、証券総合取引規定第10条の規定により、同規定第2条に定める証券総合取引が解約されたとき、もしくは次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。

- ① お客様からこの契約の解約の申し出があったとき。

② 当行が累積投資業務を営むことができなくなったとき。 ③ この契約に係る投資信託が償還されたとき。 2 この契約が解約されたときには、当行は累積投資口座で管理中の金銭については指定預金口座に入金するとともに、この契約に係る投資信託についてはお客様の指示に従いお取扱いたします。 平成 13 年 12 月制定 平成 18 年 12 月改定 平成 26 年 1 月改定 平成 27 年 1 月改定 平成 27 年 9 月改定 平成 29 年 10 月改定 令和 6 年 1 月改定 令和 7 年 1 月改定 以上	② 当行が累積投資業務を営むことができなくなったとき。 ③ この契約に係る投資信託が償還されたとき。 2 この契約が解約されたときには、当行は累積投資口座で管理中の金銭については指定預金口座に入金するとともに、この契約に係る投資信託についてはお客様の指示に従いお取扱いたします。 平成 13 年 12 月制定 平成 18 年 12 月改定 平成 26 年 1 月改定 平成 27 年 1 月改定 平成 27 年 9 月改定 平成 29 年 10 月改定 令和 6 年 1 月改定 令和 7 年 1 月改定 <u>令和 8 年 10 月改定</u> 以上
---	--

○投資信託定時定額買付取引約款

旧	新
(約款の趣旨) 第 1 条 この約款は、お客様と株式会社富山第一銀行（以下「当行」といいます。）との間の投資信託の定時定額買付取引に関する取り決めです。 2 定時定額買付取引とは、自動けいぞく（累積）投資のうち、当行所定の振替日から毎月お客様があらかじめ指定する日（以下「振替指定日」といいます。）に、お客様があらかじめ指定する金額（以下「振替金額」といいます。）を投資信託定時定額買付取引申込書兼口座振替依頼書兼申込確認書（以下「申込書」といいます。）にて指定された証券総合取引規定第 4 条に定める指定預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）から引き落とし、定時定額買付取引の対象となる投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の中から、お客様があらかじめ指定する投資信託（以下「指定ファンド」といいます。）を買い付ける取引をいいます。	(約款の趣旨) 第 1 条 この約款は、お客様と株式会社富山第一銀行（以下「当行」といいます。）との間の投資信託<u>受益権（以下「投資信託」といいます。）</u>の定時定額買付取引に関する取り決めです。 2 定時定額買付取引とは、自動けいぞく（累積）投資のうち、当行所定の振替日から毎月お客様があらかじめ指定する日（以下「振替指定日」といいます。）に、お客様があらかじめ指定する金額（以下「振替金額」といいます。）を証券総合取引規定第 4 条に定める指定預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）から引き落とし、定時定額買付取引の対象となる投資信託（以下「<u>対象銘柄</u>」）といいます。）の中から、お客様があらかじめ指定する投資信託（以下「指定ファンド」といいます。）を買い付ける取引をいいます。

3 この約款に別段の定めがないときは、証券総合取引規定および同規定第2条各号に定める約款（お客様が、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」（以下、「当該約款」といいます。）により、特定累積投資勘定（以下、「つみたて投資枠」といいます。）、および特定非課税管理勘定（以下、「成長投資枠」といいます。）での買付けをすることができる投資信託の銘柄については、当該約款を含みます。）、指定ファンドの目論見書によるものとします。

なお、お客様が当該約款に基づき、つみたて投資枠での買付けをすることができる投資信託の銘柄として、当行ホームページに掲載した投資信託については、つみたて投資枠以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。

つみたて投資枠での留意点

（申込方法）

第2条 お客様は、当行所定の手続きにより定時定額買付取引を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り定時定額買付取引を利用することができるものとします。

2 申込みにあたっては、自動けいぞく（累積）投資約款第3条の規定に従って累積投資契約を締結し、累積投資口座を開設していただきます。ただし、すでに累積投資契約が締結済みであるときはこの限りではありません。

3 毎月の振替指定日の6営業日前までに定時定額買付取引の申込みをされた場合には、その月から定時定額買付取引を開始するものとし、それ以降に申込みをされた場合には、翌月より定時定額買付取引を開始するものとします。

4 定時定額買付取引の期間は、定めのないものとします。

3 この約款に別段の定めがないときは、証券総合取引規定および同規定第2条各号に定める約款、指定ファンドの目論見書によるものとします。

4 お客様が証券総合取引規定第2条第5号に定める「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」の定めにより、特定累積投資勘定（以下「つみたて投資枠」といいます。）および特定非課税管理勘定（以下「成長投資枠」といいます。）に受入れできる投資信託として、当行ホームページに掲載されている銘柄のうち、つみたて投資枠対象の銘柄については定時定額買付取引以外の取得の申込みはできません。

（申込方法）

第2条 お客様は、当行所定の手続きにより定時定額買付取引を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り定時定額買付取引を利用することができるものとします。

2 申込みにあたっては、自動けいぞく（累積）投資約款第3条の規定に従って累積投資契約を締結し、累積投資口座を開設していただきます。ただし、すでに累積投資契約が締結済みであるときはこの限りではありません。

3 毎月の振替指定日の6営業日前までに定時定額買付取引の申込みをされた場合には、その月から定時定額買付取引を開始するものとし、それ以降に申込みをされた場合には、翌月より定時定額買付取引を開始するものとします。

4 定時定額買付取引の期間は、定めのないものとします。

(口座振替および買付)

第3条 当行は、お客様が、申込書により指定された振替金額について、振替指定日（ただし、当該振替指定日が銀行休業日となる場合は、翌営業日とします。）にお客様の指定預金口座から口座振替にて自動引き落としさせていただきます。また、お客様が2銘柄以上を指定ファンドとされている場合には、各指定ファンドの振替金額の合計額を、自動引き落としさせていただきます。

2 振替金額は、1指定ファンドにつき1千円以上1千円単位の金額とします。ただし、お客さまが「当該約款」に基づき、つみたて投資枠での買付けをする場合は、当該指定ファンドの購入の代価（振替金額から、第8項に定める当行所定の手数料等を除いたものとし、当該手数料がゼロの場合は振替金額と同額とします。以下、本項において同じ。）の各年ごとの合計額（つみたて投資枠で複数銘柄の買付けを申し込む場合は、申し込む全銘柄の購入の代価の各年ごとの合計額）が120万円を超えることとなるような振替金額の指定はできません。

3 年間2回まで、振替金額を増額して、指定預金口座から引き落とし、指定ファンドの買付けを行うことができます。この場合、当行所定の書面により届け出てください。増額金額は、1指定ファンドにつき1千円以上1千円単位の金額とします。ただし、お客様が当行の「当該約款」に基づき、つみたて投資枠での買付けをする場合は、つみたて投資枠で買付けしようとする全銘柄についての、前項の振替金額と本項の増額金額（第8項に規定する当行所定の手数料等を除いたものとし、当該手数料がゼロの場合は当該増額金額とします。）との各年ごとの合計額が120万円を超えることとなるような増額金額の指定はできません。

4 第1項の口座振替は、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書または小切手の提示を受けず当行所定の方法により取扱いします。

5 第1項に規定する指定預金口座からの口座振替は、振替指定日に当行所定の方法により行います。ただし、振替指定日の口座振替時において、指定預金口

(口座振替および買付~~け~~)

第3条 当行は、お客様が、申込書により指定された振替金額について、振替指定日（ただし、当該振替指定日が銀行休業日となる場合は、翌営業日とします。）にお客様の指定預金口座から口座振替にて自動引き落としさせていただきます。また、お客様が2銘柄以上を指定ファンドとされている場合には、各指定ファンドの振替金額の合計額を、自動引き落としさせていただきます。

2 振替金額は、1指定ファンドにつき1千円以上1千円単位の金額とします。ただし、お客~~様~~がつみたて投資枠での買付けをする場合は、毎年1月から12月までの1年間（以下「各年」といいます。）の当該指定ファンドの購入の代価（振替金額と同額~~です~~。）の合計額（つみたて投資枠で複数銘柄の買付けを申し込む場合は、申し込む全銘柄の購入の代価の合計額）が120万円を超えることとなるような振替金額の指定はできません。

3 年間2回まで、振替金額を増額して、指定預金口座から引き落とし、指定ファンドの買付けを行うことができます。この場合、当行所定の書面により届け出てください。増額金額は、1指定ファンドにつき1千円以上1千円単位の金額とします。ただし、お客~~様~~がつみたて投資枠での買付~~け~~をする場合は、つみたて投資枠で買付けしようとする全銘柄についての、前項の振替金額との合計額が~~各年~~120万円を超えることとなるような増額金額の指定はできません。

4 第1項の口座振替は、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書または小切手の提示を受けず当行所定の方法により取扱いします。

5 第1項に規定する指定預金口座からの口座振替は、振替指定日に当行所定の方法により行います。ただし、振替指定日の口座振替時において、指定預金口

座の引き落とし可能残高（総合口座貸越、カードローン、当座貸越を利用した引き落としは行いません。）が、振替金額に満たない場合は、お客様に通知することなくその月の口座振替および指定ファンドの買付けを行いません。この場合、買付けを行わなかったことにより生じた損害について、当行はその責を負いません。また、買付けを行わなかった分については、次回振替指定日以降も引き落としおよび買付けは行いません。

6 2銘柄以上を指定ファンドとされているお客様の指定預金口座の引き落とし可能残高が、振替指定日に各指定ファンドの振替金額の合計額に満たない場合は、買付けの優先順位を当行が決め、必要金額を引き落しさせていただきます。なお、この場合、当行はお客様に対して事前の通知を行いません。また、この取扱いによって何らかの損害がお客様に生じたとしても、当行はその責を負いません。

7 振替指定日に、定時定額買付取引を含め指定預金口座からの引き落としが複数あり、その引き落としの総額が指定預金口座の引落とし可能残高を超えるときは、そのいずれを引き落すかは当行の任意とします。

8 当行は、振替指定日にお客様の指定預金口座から振替金額の引き落としが成立した場合に限り、指定ファンドの買付けの申込みがあったものとし、当該振替指定日の翌々営業日（以下「買付日」といいます。）

に、当該口座振替にて引き落とした振替金額をもって指定ファンドの買付けを行います。この買付価額は、指定ファンドの目論見書に定める価額に、当行所定の手数料等を加えた金額とします。ただし、つみたて投資枠による指定ファンドのお取引については、販売および解約にかかる手数料ならびに取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいただいております。

9 諸般の事情により、振替金額の引落とし後、指定ファンドの買付けができなかった場合は、振替金額を指定預金口座に返戻するものとします。この場合、振替金額を指定預金口座に返戻する日は、買付日の翌営業日以降となりますが、振替金額には利子を付けませ

座の引き落とし可能残高（総合口座貸越、カードローン、当座貸越を利用した引き落としは行いません。）が、振替金額に満たない場合は、お客様に通知することなくその月の口座振替および指定ファンドの買付けを行いません。この場合、買付けを行わなかったことにより生じた損害について、当行はその責を負いません。また、買付けを行わなかった分については、次回振替指定日以降も引き落としおよび買付けは行いません。

削除

6 振替指定日に、定時定額買付取引を含め指定預金口座からの引き落としが複数あり、その引き落としの総額が指定預金口座の引落とし可能残高を超えるときは、そのいずれを引き落すかは当行の任意とします。

7 当行は、振替指定日にお客様の指定預金口座から振替金額の引き落としが成立した場合に限り、指定ファンドの買付けの申込みがあったものとし、当該振替指定日の翌々営業日（以下「買付約定日」といいます。）に、当該口座振替にて引き落とした振替金額をもって指定ファンドの買付けを行います。この買付価額は、指定ファンドの買付約定日における基準価額に、当行所定の手数料等を加えた金額とします。ただし、つみたて投資枠による指定ファンドのお取引については、買付けおよび解約にかかる手数料ならびに取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料は無料とします。

8 諸般の事情により、振替金額の引落とし後、指定ファンドの買付けができなかった場合は、振替金額を指定預金口座に返戻するものとします。この場合、振替金額を指定預金口座に返戻する日は、買付約定日の翌営業日以降となりますが、振替金額には利子を付けま

ん。また、指定ファンドを買い付けできなかったことによる損害について当行はその責を負いません。

10 買い付けた指定ファンドの所有権ならびにその元本および収益分配金に対する請求権は、その買付けのあった日からお客様に帰属するものとします。

(手数料)

第4条 当行は、本契約に基づく定時定額買付取引の取扱いについて、手数料を申し受けることがあります。

つみたて投資枠対象商品 手数料無料

(振替および収益分配金の再投資)

第5条 この契約に係る指定ファンドの振替および収益分配金の再投資は、証券振替決済口座管理約款および自動けいぞく（累積）投資約款の規定に基づき行うものとします。

(変更事項の届出)

第6条 お客様は、振替指定日、振替金額等を変更する場合は、あらかじめ当行所定の手続きにより届け出るものとします。

2 振替指定日の6営業日前までに届出があった場合は、次回振替予定分より変更します。それ以降に届出された場合には、その次の回から変更させていただきます。なお、内容によっては変更に応じられない場合があります。

(取引および残高の通知)

第7条 当行は、定時定額買付取引に係るお客様への取引明細および残高明細の通知を、以下の各号により行うものとします。

① 取引の明細

定時定額買付取引に係る取引の明細については、3か月に1回以上、期間中の指定ファンドごとの買付明細および銘柄ごとの買付合計金額、取得合計口数等を記載した「取引残高報告書」により通知します。

② 金銭および残高明細

指定ファンドの買付預り金および残高については、前号に規定する「取引残高報告書」に記載してお客様に通知します。

2 前項の規定にかかわらず、該当取引がない場合には、別途、1年に1回以上取引残高報告書によりお客様に通知することがあります。

せん。また、指定ファンドを買い付けできなかったことによる損害について当行はその責を負いません。

9 買い付けた指定ファンドの所有権ならびにその元本および収益分配金に対する請求権は、その買付けのあった日からお客様に帰属するものとします。

(手数料)

第4条 当行は、本契約に基づく定時定額買付取引の取扱いについて、つみたて投資枠に受け入れる場合を除き、原則として手数料を徴求します。

(振替および収益分配金の再投資)

第5条 この契約に係る指定ファンドの振替および収益分配金の再投資は、証券振替決済口座管理約款および自動けいぞく（累積）投資約款の規定に基づき行うものとします。

(変更事項の届出)

第6条 お客様は、振替指定日、振替金額等を変更する場合は、あらかじめ当行所定の手続きにより届け出るものとします。

2 振替指定日の6営業日前までに届出があった場合は、次回振替予定分より変更します。それ以降に届出された場合には、その次の回から変更させていただきます。なお、内容によっては変更に応じられない場合があります。

(取引および残高の通知)

第7条 当行は、定時定額買付取引に係るお客様への取引明細および残高明細の通知を、以下の各号により行うものとします。

① 取引の明細

定時定額買付取引に係る取引の明細については、3か月に1回以上、期間中の指定ファンドごとの買付明細および銘柄ごとの買付合計金額、取得合計口数等を記載した「取引残高報告書」により通知します。

② 金銭および残高明細

指定ファンドの買付預り金および残高については、前号に規定する「取引残高報告書」に記載してお客様に通知します。

2 前項の規定にかかわらず、該当取引がない場合には、別途、1年に1回以上取引残高報告書によりお客様に通知することがあります。

(対象銘柄の除外) 第8条 定時定額買付取引の対象銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当行は当該銘柄を対象銘柄から除外することができるものとします。 ① 当該対象銘柄が償還されることとなった場合、もしくは償還された場合 ② その他当行がやむを得ない事情により必要と認める場合 (定時定額買付取引のサービスの停止) 第9条 当行は、次の各号に掲げる投資信託委託会社(以下「委託会社」といいます。)および当行のやむを得ない事情により、定時定額買付取引のサービスを一時的に停止することがあります。 ① 委託会社が、指定ファンドの財産資金管理を円滑に行うため、その設定を停止した場合 ② 委託会社の登録取消し、営業譲渡等および受託銀行の辞任等により、指定ファンドの設定が停止されている場合 ③ 災害・事変その他の不可抗力と認められる事由により、当行が定時定額買付取引のサービスを行うことができない場合 ④ その他、当行がやむを得ない事情により定時定額買付取引のサービスを停止せざるを得ないと判断した場合 (定時定額買付取引のサービスの解約) 第10条 定時定額買付取引のサービスは、証券総合取引規定第10条の規定により、同規定第2条に定める証券総合取引が解約された場合、もしくは次の各号のいずれかに該当した場合、解約されるものとします。 ① お客様が当行所定の手続きにより、定時定額買付取引の解約を申し出られた場合 ② お客様が累積投資契約を解約された場合 ③ 当行が定時定額買付取引のサービスを営むことができなくなった場合 ④ 当行が定時定額買付取引の解約を申し出た場合 ⑤ 第8条の規定により指定ファンドが定時定額買付取引の対象銘柄から除外されたとき	(対象銘柄の除外) 第8条 定時定額買付取引の対象銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当行は当該銘柄を対象銘柄から除外することができるものとします。 ① 当該対象銘柄が償還されることとなった場合、もしくは償還された場合 ② その他当行がやむを得ない事情により必要と認める場合 (定時定額買付取引のサービスの停止) 第9条 当行は、次の各号に掲げる投資信託委託会社(以下「委託会社」といいます。)および当行のやむを得ない事情により、定時定額買付取引のサービスを一時的に停止することがあります。 ① 委託会社が、指定ファンドの財産資金管理を円滑に行うため、その設定を停止した場合 ② 委託会社の登録取消し、営業譲渡等および受託銀行の辞任等により、指定ファンドの設定が停止されている場合 ③ 災害・事変その他の不可抗力と認められる事由により、当行が定時定額買付取引のサービスを行うことができない場合 ④ その他、当行がやむを得ない事情により定時定額買付取引のサービスを停止せざるを得ないと判断した場合 (定時定額買付取引のサービスの解約) 第10条 定時定額買付取引のサービスは、証券総合取引規定第10条の規定により、同規定第2条に定める証券総合取引が解約された場合、もしくは次の各号のいずれかに該当した場合、解約されるものとします。 ① お客様が当行所定の手続きにより、定時定額買付取引の解約を申し出られた場合 ② お客様が累積投資契約を解約された場合 ③ 当行が定時定額買付取引のサービスを営むことができなくなった場合 ④ 当行が定時定額買付取引の解約を申し出た場合 ⑤ 第8条の規定により指定ファンドが定時定額買付取引の対象銘柄から除外されたとき
---	---

⑥ 一定期間指定ファンドの買付けがなされなかった場合 2 前項に定める場合のほか、「当該約款」に基づく、つみたて投資枠での本サービスのご利用については、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定めるときをもって、本契約が終了するものとします。 ① お客様が当該約款第8条の3の規定に基づき、特定累積投資勘定が廃止される場合 特定累積投資勘定が廃止される日 ② 当該約款第13条の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日 3 第1項第1号の規定により、お客様が当行所定の書式で定時定額買付取引の解約の申し出をされた場合、当該申し出が振替指定日の6営業日前までの場合には、次回振替予定分より口座振替を停止します。それ以降に申し出をされた場合には、その次の回より口座振替を停止します。 4 この契約が解約されたときには、当行は累積投資口座で管理中の金銭については指定預金口座に入金するとともに、この契約に係る投資信託についてはお客様の指示に従いお取扱いします。 (その他) 第11条 当行は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、いかなる名目によっても利子をお支払いしません。 平成13年12月制定 平成18年12月改定 平成22年7月改定 平成26年1月改定 平成27年1月改定 平成27年9月改定 平成29年10月改定 令和6年1月改定 令和7年1月改定 以上	⑥ 一定期間指定ファンドの買付けがなされなかった場合 2 前項に定める場合のほか、つみたて投資枠での<u>定時定額買付取引</u>のサービスの利用については、次の各号のいずれかに該当することとな<u>った</u>場合には、各号に定めるときをもって、本契約が終了するものとします。 ① お客様が<u>非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款第2条第4項</u>の規定に<u>より、金融商品取引業者等変更届出書された</u>場合 <u>金融商品取引業者等変更届出書された日の属する年の12月31日</u> ② <u>前号に規定する</u>約款第13条の規定に<u>より、</u>非課税口座が廃止され<u>た</u>場合 非課税口座が廃止され<u>た</u>日 3 第1項第1号の規定により、お客様が当行所定の書式で定時定額買付取引の解約の申し出をされた場合、当該申し出が振替指定日の6営業日前までの場合には、次回振替予定分より口座振替を停止します。それ以降に申し出をされた場合には、その次の回より口座振替を停止します。 4 この契約が解約されたときには、当行は累積投資口座で管理中の金銭については指定預金口座に入金するとともに、この契約に係る投資信託についてはお客様の指示に従いお取扱いします。 (その他) 第11条 当行は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、いかなる名目によっても利子をお支払いしません。 平成13年12月制定 平成18年12月改定 平成22年7月改定 平成26年1月改定 平成27年1月改定 平成27年9月改定 平成29年10月改定 令和6年1月改定 令和7年1月改定 <u>令和8年10月改定</u> 以上
---	--

○証券特定口座約款

旧	新
(約款の趣旨) 第1条 この約款は、お客様（個人のお客様に限ります。）が株式会社富山第一銀行（以下「当行」といいます。）において、租税特別措置法（以下「法」といいます。）第37条の11の3第1項に規定する特定口座内保管上場株式等（特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされる上場株式等をいいます。以下同じ。）の譲渡に係る所得計算等の特例の適用を受けるために開設する特定口座に関する事項および当行との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。なお、この約款における上場株式等とは、法第37条の11第2項に規定する上場株式等のうち、当行が取り扱う、国内非上場公募投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。以下同じ。）および、公共債（国債、地方債、政府保証債等）をいいます。 分配金、利金について追加 2 前項のほか、法第37条の11の6に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けるために開設する特定口座（次条第3項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書の提出により開設される「源泉徴収選択口座」に限ります。）における上場株式配当等（法第8条の4第1項に規定する「上場株式等の配当等」のうち、公共債の利子および投資信託の収益分配金に限ります。以下同じ。）の受領について、法第37条の11の6第4項第1号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。 3 お客様と当行の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令およびこの約款に定めがある場合を除き、証券総合取引規定および同規定第2条各号に定める約款の定めるところにより取り扱うものとします。 (特定口座開設届出書の提出) 第2条 お客様が特定口座を開設する場合には、あらかじめ、第1号の書類を当行に提出するとともに、第2号の書類を提出することにより、特定口座の開設を申し込むものとし、当行がこれを承諾した場合に、特定口座の開設および特定口座を通じた取引を行うことができるものとします。ただし、当行に複数の特定口座を開設することはできないものとします。 ① 特定口座開設届出書 ② 租税特別措置法施行規則第18条の12第3項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類および関係諸法令に定めるその他一定の本人確認書類	(約款の趣旨) 第1条 この約款は、お客様（個人のお客様に限ります。）が株式会社富山第一銀行（以下「当行」といいます。）において、租税特別措置法（以下「法」といいます。）第37条の11の3第1項に規定する特定口座内保管上場株式等（特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされる上場株式等をいいます。以下同じ。）の譲渡に係る所得計算等の特例の適用を受けるために開設する特定口座に関する事項および当行との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。 なお、この約款における上場株式等とは、法第37条の11第2項に規定する上場株式等のうち、当行が取り扱う、国内非上場公募投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。以下同じ。）および公共債（国債、地方債、政府保証債等）をいい、<u>上場株式等の配当等とは法第8条の4第1項に定める上場株式等の配当等のうち投資信託の収益分配金および公共債の利子をいいます。</u> 2 前項に定める目的のほか、<u>お客様が</u>法第37条の11の6に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けるため、<u>当行に</u>開設する特定口座（次条第3項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書の提出により開設される「源泉徴収選択口座」に限ります。）における上場株式配当等の受領について、<u>同条</u>第4項第1号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にすることを目的<u>としています。</u> 3 お客様と当行の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令およびこの約款に定めがある場合を除き、証券総合取引規定および同規定第2条各号に定める約款の定めるところにより取り扱うものとします。 (特定口座開設届出書の提出) 第2条 お客様が特定口座を開設する場合には、あらかじめ、第1号の書類を当行に提出するとともに、第2号の書類を<u>提示等</u>することにより、特定口座の開設を申し込むものとし、当行がこれを承諾した場合に、特定口座の開設および特定口座を通じた取引を行うことができるものとします。ただし、当行に複数の特定口座を開設することはできないものとします。 ① 特定口座開設届出書

2 特定口座の開設に際してお客様には、租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第 25 条の 10 の 3 に基づき、氏名、生年月日、住所、個人番号等を告知いただき、前項第 2 号の書類により法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。

3 お客様が当行に特定口座を開設されるには、あらかじめ当行に証券振替決済口座（証券振替決済口座管理規定第 1 条に規定する証券振替決済口座をいいます。）を開設していただく必要があります。

4 お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を希望される場合には、あらかじめ、当行に対し、お客様からその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時まで、法第 37 条の 11 の 4 第 1 項に定める当行所定の特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただきます。また、特定口座源泉徴収選択届出書が提出された翌年以降については、お客様からその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の時まで、源泉徴収の選択をやめる旨のお申し出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。なお、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の後には、当該年内に特定口座における源泉徴収選択の取扱いを変更することはできません。

5 お客様が当行に対して法第 37 条の 11 の 6 第 2 項および施行令第 25 条の 10 の 13 第 2 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定（法第 37 条の 11 の 6 第 4 項第 2 号に規定する上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において受領される場合には、前項に規定されるその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の前であっても、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払いが確定した日以後、お客様は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申し出をすることはできません。

6 第 17 条の規定に基づき特定口座が廃止された場合、同一年に再び当行に特定口座を開設することはできません。

（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）

第 3 条 お客様が、法第 37 条の 11 の 6 第 1 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けるためには、当行に前条に規定する特定口座を開設していただくとともに、前条第 3 項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただき、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して源泉徴収選択口

② 租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項各号に規定する本人確認書類

2 特定口座の開設に際してお客様には、租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第 25 条の 10 の 3 に基づき、氏名、生年月日、住所、個人番号等を告知していただき、前項第 2 号に規定する書類により本人確認をさせていただきます。

3 お客様が当行に特定口座を開設されるには、あらかじめ当行に証券振替決済口座（証券振替決済口座管理規定第 1 条に規定する証券振替決済口座をいいます。）を開設していただく必要があります。

4 お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を希望される場合には、あらかじめ、当行に対し、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時まで、法第 37 条の 11 の 4 第 1 項に定める当行所定の特定口座源泉徴収選択届出書を提出していただきます。また、特定口座源泉徴収選択届出書が提出された翌年以降については、お客様からその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の時まで、源泉徴収の選択をやめる旨のお申し出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。なお、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の後には、当該年内に特定口座における源泉徴収選択の取扱いを変更することはできません。

5 お客様が当行に対して法第 37 条の 11 の 6 第 2 項および施行令第 25 条の 10 の 13 第 2 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定（法第 37 条の 11 の 6 第 4 項第 2 号に規定する上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において受領される場合には、前項に規定されるその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の前であっても、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払いが確定した日以後、お客様は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申し出をすることはできません。

6 第 17 条の規定に基づき特定口座が廃止された場合、同一年に再び当行に特定口座を開設することはできません。

（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）

第 3 条 お客様が、法第 37 条の 11 の 6 第 1 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けるためには、当行に前条に規定する特定口座を開設していただくとともに、前条第 3 項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただき、上場株式等の配当等の支払確定日前の

座内配当等受入開始届出書を提出していただく必要があります。

2 お客様が、法第 37 条の 11 の 6 第 1 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けることをやめる場合には、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して法第 37 条の 11 の 6 第 3 項および施行令第 25 条の 10 の 13 第 4 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出していただく必要があります。ただし、お客様が特定口座廃止届出書（施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定されるものをいいます。以下同じ。）を提出される場合を除きます。

（特定保管勘定における振替口座簿への記載または記録）

第 4 条 特定口座内保管上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、特定保管勘定（法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号に定める特定口座に係る振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等につき、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。

（特定上場株式配当等勘定における処理）

第 5 条 第 3 条第 1 項の規定により源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定において処理します。

（特定口座を通じた取引）

第 6 条 特定口座を開設されたお客様が、当行との間で行う上場株式等の取引については、お客様から特に申し出がない限り、原則として特定口座を通じて行うものとします。

2 前項にかかわらず、法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に定める非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）を開設されているお客様（購入に係る取引については、その年分の特定非課税管理勘定が当行の非課税口座に設けられているお客様に限ります。）は、上場株式等（国内非上場公募株式投資信託受益権であって、特定非課税管理勘定に受入れ可能な銘柄に限ります。）の取引を非課税口座に設けられる特定非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択するものとします。

（所得金額等の計算）

第 7 条 当行は、特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得金額等の計算および源泉徴収選択口座内配当等に係る所得金額等の計算については、法その他関係諸法令の定めに基づき行います。

（特定口座に受入れる上場株式等の範囲等）

当行が定める日までに、当行に対して前条第 5 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出していただく必要があります。

2 お客様が、法第 37 条の 11 の 6 第 1 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けることをやめる場合には、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して法第 37 条の 11 の 6 第 3 項および施行令第 25 条の 10 の 13 第 4 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出していただく必要があります。ただし、お客様が特定口座廃止届出書（施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定されるものをいいます。以下同じ。）を提出される場合を除きます。

（特定保管勘定における振替口座簿への記載または記録）

第 4 条 特定口座内保管上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、特定保管勘定（法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号に定める特定口座に係る振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等につき、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。

（特定上場株式配当等勘定における処理）

第 5 条 第 3 条第 1 項の規定により源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定において処理します。

（特定口座を通じた取引）

第 6 条 特定口座を開設されたお客様が、当行との間で行う上場株式等の取引については、お客様から特に申し出がない限り、原則として特定口座を通じて行うものとします。

2 前項にかかわらず、法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に定める非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）を開設されているお客様（購入に係る取引の場合、その年分の特定非課税管理勘定が当行の非課税口座に設けられているお客様に限ります。）は、上場株式等（国内非上場公募株式投資信託受益権であって、特定非課税管理勘定に受入れ可能な銘柄に限ります。）の取引を非課税口座に設けられる特定非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択するものとします。

（所得金額等の計算）

第 7 条 当行は、特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得金額等の計算および源泉徴収選択口座内配当等に係る所得金額等の計算については、法その他関係諸法令の定めに基づき行います。

（特定口座に受入れる上場株式等の範囲等）

第8条 当行は、お客様の特定保管勘定においては、次の上場株式等のみを受入れます。なお、次の上場株式等であっても、当行の都合により特定保管勘定に受け入れないことがあります。

① 特定口座開設届出書の提出後に、当行で募集の取扱いにより取得した、または当行から取得した投資信託または公共債で、その取得後直ちに特定口座に受け入れるもの。

② 当行以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受け入れられている投資信託または公共債の全部もしくは一部を、当行所定の方法により、当行の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）により受け入れるもの（ただし、当行が取扱いしていない銘柄等は受け入れません。）。

③ お客様が、贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得した投資信託または公共債で、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者（以下「被相続人等」といいます。）が開設していた特定口座で管理されていた投資信託、もしくは公共債、または被相続人等が当行に開設していた非課税口座で管理されていた国内非上場公募株式投資信託受益権、または被相続人等が開設していた特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載または記録がされていた投資信託もしくは公共債で引き続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載または記録がされているもので、所定の方法により、当行の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）により受け入れるもの。

④ お客様が、施行令第25条の10の5第2項の規定により開設された出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載または記録がされている投資信託または公共債で、お客様からの出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出により当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受け入れるもの。

⑤ お客様が当行に開設されている特定口座で管理されている投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る投資信託の特定口座への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの。

⑥ お客様が当行に開設する非課税口座、または当行に開設する法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座で管理されていた株式投資信託で、所定の方法により、お客様が当行に開設される特定口座への移管により受け入れるもの（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）。

（源泉徴収選択口座で受け入れる上場株式等の配当等の範囲）

第8条 当行は、お客様の特定保管勘定においては、次の上場株式等のみを受け入れます。なお、次の上場株式等であっても、当行の都合により特定保管勘定に受け入れないことがあります。

① 特定口座開設届出書の提出後に、当行で募集の取扱いにより取得した、または当行から取得した投資信託または公共債で、その取得後直ちに特定口座に受け入れるもの。

② 当行以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受け入れられている投資信託または公共債の全部もしくは一部を、当行所定の方法により、当行の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）により受け入れるもの（ただし、当行が取扱いしていない銘柄等は受け入れません。）。

③ お客様が、贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得した投資信託または公共債で、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者（以下「被相続人等」といいます。）が開設していた特定口座で管理されていた投資信託、もしくは公共債、または被相続人等が当行に開設していた非課税口座で管理されていた国内非上場公募株式投資信託受益権、または被相続人等が開設していた特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載または記録がされていた投資信託もしくは公共債で引き続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載または記録がされているもので、所定の方法により、当行の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）により受け入れるもの。

④ お客様が、施行令第25条の10の5第2項の規定により開設された出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載または記録がされている投資信託または公共債で、お客様からの出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出により当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受け入れるもの。

⑤ お客様が当行に開設されている特定口座で管理されている投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る投資信託の特定口座への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの。

⑥ お客様が当行に開設する非課税口座、または当行に開設する法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座で管理されていた株式投資信託で、所定の方法により、お客様が当行に開設される特定口座への移管により受け入れるもの（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）。

（源泉徴収選択口座で受け入れる上場株式等の配当等の範囲）

第9条 当行は、お客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、法第9条の3の2第1項に規定する投資信託の収益分配金または公共債の利子で同項の規定に基づき当行により所得税等を徴収するもの（当該源泉徴収選択口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされている投資信託または公共債に係るものに限ります。）のみを受け入れます。

2 当行が支払いの取扱いをする前項の投資信託の収益分配金または公共債の利子のうち、当行が当該投資信託の収益分配金または公共債の利子をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

（譲渡の方法）

第10条 特定保管勘定において記載または記録がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法により行います。

（源泉徴収等・還付の方法）

第11条 当行は、お客様から特定口座源泉徴収選択届出書の提出を受けた場合、および源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出いただいた場合には、法、地方税法その他関係法令の規定に基づき、所得税および復興特別所得税の源泉徴収、地方税の特別徴収、ならびに還付を行います。

2 源泉徴収および特別徴収は証券総合取引規定第4条の規定により指定する指定預金口座からの引き落としにより行います。指定預金口座からの引き落としの際には、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳および同払戻請求書または小切手の提出は省略するものとします。

3 源泉徴収した税金について還付を行う場合は、指定預金口座へ入金します。

（上場株式等の移管）

第12条 当行は、第8条第2号、第4号、第6号に規定する当行の特定口座への移管は、施行令の定めるところにより行います。

（贈与、相続または遺贈による特定口座への受入れ）

第13条 当行は、第8条第3号に規定する贈与、相続または遺贈による特定口座への上場株式等の受入れについては、施行令の定めるところにより行います。

（特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知）

第14条 特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当行は、お客様に対し、施行令の定めるところにより当該払出しの通知を書面により行います。

（特定口座年間取引報告書等の通知）

第9条 当行は、お客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、法第9条の3の2第1項に規定する投資信託の収益分配金または公共債の利子で同項の規定に基づき当行により所得税等を徴収するもの（当該源泉徴収選択口座が開設されている当行の**本支店**に係る振替口座簿に記載または記録がされている投資信託または公共債に係るものに限ります。）のみを受け入れます。

2 当行が支払いの取扱いをする前項の投資信託の収益分配金または公共債の利子のうち、当行が当該投資信託の収益分配金または公共債の利子をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

（譲渡の方法）

第10条 特定保管勘定において記載または記録がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法により行います。

（源泉徴収等・還付の方法）

第11条 当行は、お客様から特定口座源泉徴収選択届出書の提出を受けた場合、および源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出いただいた場合には、法、地方税法その他関係法令の規定に基づき、所得税および復興特別所得税等（**2027年1月1日以降は防衛特別所得税を含む**）の源泉徴収、地方税の特別徴収、ならびに還付を行います。

2 源泉徴収および特別徴収は証券総合取引規定第4条の規定により指定する指定預金口座からの引き落としにより行います。指定預金口座からの引き落としの際には、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳および同払戻請求書または小切手の提出は省略するものとします。

3 源泉徴収した税金について還付を行う場合は、指定預金口座へ入金します。

（上場株式等の移管）

第12条 当行は、第8条第2号、第4号、第6号に規定する当行の特定口座への移管は、施行令の定めるところにより行います。

（贈与、相続または遺贈による特定口座への受入れ）

第13条 当行は、第8条第3号に規定する贈与、相続または遺贈による特定口座への上場株式等の受入れについては、施行令の定めるところにより行います。

（特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知）

第14条 特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当行は、お客様に対し、施行令の定めるところにより当該払出しの通知を書面により行います。

（特定口座年間取引報告書等の通知）

第15条 当行は、法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までにお客様に通知します。

2 当行は特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通はお客様へ交付し、1通は所轄の税務署に提出します。

3 前二項にかかわらず、お客様の特定口座において上場株式等の譲渡または配当等の受入れがなかった年の特定口座年間取引報告書については、お客様からの請求がない場合には、当行はお客様に通知しないことができることとします。

（届出事項の変更）

第16条 特定口座開設届出書の提出後に、証券総合取引規定第7条に規定する氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく特定口座異動届出書（施行令第25条の10の4に規定されるものをいいます。以下同じ。）により当行に届け出ていただきます。また、その変更が氏名、住所または個人番号に係るものであるときは、お客様には「個人番号カード」等および運転免許証、印鑑登録証明書、戸籍抄本、住民票の写し、その他当行が必要とする書類等をご提出いただきます。

2 特定口座を開設している当行の本支店または出張所の変更（移管）があったときは、施行令第25条の10の4の規定により、遅滞なく特定口座異動届出書を当行にご提出するものとします。

3 当行が届出のあった氏名もしくは名称、住所にあてて発送した通知または送付書類が到達せず当行に返戻された場合は第1項による届出および当行所定の手続きが完了するまでの間、当行はお客様に通知することなく取引（インターネット取引含む）を制限することができるものとします。

4 第3項によりお客様に生じた損害について当行は責任を負いません。

（特定口座の廃止）

第17条 この契約は、証券総合取引規定第10条の規定により、同規定第2条に定める証券総合取引が解約されたとき、もしくは次の各号のいずれかの事由が発生したときは直ちに解約され、お客様の特定口座は廃止されるものとします。

① お客様が当行に対して特定口座廃止届出書を提出したとき。ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当行がお客様に対してまだ交付していないもの（源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限り。）があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当行がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付をした日（2回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付

第15条 当行は、法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までにお客様に通知します。

2 当行は特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通はお客様へ交付し、1通は所轄の税務署に提出します。

3 前二項にかかわらず、お客様の特定口座において上場株式等の譲渡または配当等の受入れがなかった年の特定口座年間取引報告書については、お客様からの請求がない場合には、当行はお客様に通知しないことができることとします。

（届出事項の変更）

第16条 特定口座開設届出書の提出後に、証券総合取引規定第7条に規定する氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく特定口座異動届出書（施行令第25条の10の4に規定されるものをいいます。以下同じ。）により当行に届け出ていただきます。また、その変更が氏名、住所または個人番号に係るものであるときは、お客様には「個人番号カード」等および運転免許証、印鑑登録証明書、戸籍抄本、住民票の写し、その他当行が必要とする書類等をご提出いただきます。

2 特定口座を開設している当行の本支店または出張所の変更（移管）があったときは、施行令第25条の10の4の規定により、遅滞なく特定口座異動届出書を当行にご提出するものとします。

3 当行が届出のあった氏名もしくは名称、住所にあてて発送した通知または送付書類が到達せず当行に返戻された場合は第1項による届出および当行所定の手続きが完了するまでの間、当行はお客様に通知することなく取引（インターネット取引含む）を制限することができるものとします。

4 前項によりお客様に生じた損害について当行は責任を負いません。

（特定口座の廃止）

第17条 この契約は、証券総合取引規定第10条の規定により、同規定第2条に定める証券総合取引が解約されたとき、もしくは次の各号のいずれかの事由が発生したときは直ちに解約され、お客様の特定口座は廃止されるものとします。

① お客様が当行に対して特定口座廃止届出書を提出したとき。ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当行がお客様に対してまだ交付していないもの（源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限り。）があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当行がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付をした日（2回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付

のうち最後に交付をした日)の翌日に提出されたものとみなします。 ② 特定口座開設者死亡届出書(施行令第25条の10の8に規定されるものをいいます。)の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき。 ③ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。 ④ お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき。この場合、施行令の規定により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。 2 前項の規定に基づき特定口座が廃止されたときは、第3条の規定により源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出がされていたとしても、源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例は適用されません。 (出国口座等) 第18条 前条第1項第4号に該当することとなるお客様は、施行令第25条の10の5第2項に定める要件を満たす場合、出国前に当行の特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされている上場株式等のすべてにつき、当行に開設される出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載または記録をすることにより、帰国後、当行に再び開設される特定口座に当該上場株式等を移管することができます。 2 前項に定める取扱いを希望されるお客様は、出国前に特定口座継続適用届出書を当行に提出し、帰国後、特定口座開設届出書および出国口座内保管上場株式等移管依頼書を当行に提出するものとします。 (法令・諸規則等の適用) 第19条 この約款に定めのない事項については、第1条第2項の規定によるほか、法、地方税法、関係政省令、諸規則等に従って取り扱うものとします。 2 特定口座に係る事項の細目については、関係法令およびこの規程に規定する範囲内で、当行が定めるものとします。 平成20年7月制定 平成21年12月改定 平成26年1月改定 平成27年9月改定 平成28年1月改定 令和6年1月改定 令和7年1月改定 令和8年1月改定 令和8年7月改定 以上	のうち最後に交付をした日)の翌日に提出されたものとみなします。 ② 特定口座開設者死亡届出書(施行令第25条の10の8に規定されるものをいいます。)の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき。 ③ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。 ④ お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき。この場合、施行令の規定により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。 2 前項の規定に基づき特定口座が廃止されたときは、第3条の規定により源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出がされていたとしても、源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例は適用されません。 (出国口座等) 第18条 前条第1項第4号に該当することとなるお客様は、施行令第25条の10の5第2項に定める要件を満たす場合、出国前に当行の特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされている上場株式等のすべてにつき、当行に開設される出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載または記録をすることにより、帰国後、当行に再び開設される特定口座に当該上場株式等を移管することができます。 2 前項に定める取扱いを希望されるお客様は、出国前に特定口座継続適用届出書を当行に提出し、帰国後、特定口座開設届出書および出国口座内保管上場株式等移管依頼書を当行に提出するものとします。 (法令・諸規則等の適用) 第19条 この約款に定めのない事項については、第1条第2項の規定によるほか、法、地方税法、関係政省令、諸規則等に従って取り扱うものとします。 2 特定口座に係る事項の細目については、関係法令およびこの規程に規定する範囲内で、当行が定めるものとします。 平成20年7月制定 平成21年12月改定 平成26年1月改定 平成27年9月改定 平成28年1月改定 令和6年1月改定 令和7年1月改定 令和8年1月改定 令和8年7月改定 <u>令和8年10月改定</u> 以上
---	--

○非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款

旧	新
(約款の趣旨) 第1条 この約款は、お客様が租税特別措置法(以下、「法」といいます。)第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、株式会社富山第一銀行(以下「当行」といいます。)に開設された非課税口座に係る非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約および特定非課税累積投資契約について、法第37条の14第5項第2号、第4号および第6号に規定する要件および当行との権利義務関係を明確にするための取り決めです。 10号追加 2 お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「証券総合取引約款・規定集」その他の当行が定める契約条項および法その他の法令によります。 (非課税口座開設届出書等の提出) 第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当行以外の金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当行に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」および「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」、既に当行に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当行に対して法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則(以下「施行規則」といいます。)第18条の15の3第19項において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提出して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客様が租税特別措置法施行令(以下、「施行令」といいます。)第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開設年」といいます。)または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年	第1章 総則 (約款の趣旨) 第1条 この約款は、お客様が租税特別措置法(以下「法」といいます。)第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、株式会社富山第一銀行(以下「当行」といいます。)に開設された非課税口座および特定課税未成年者口座について、法第37条の14第5項第2号、第4号、第6号および第10号に規定する要件および当行との権利義務関係を明確にするための取り決めです。 2 お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、証券総合取引規定および同規定第2条各号に定める約款および法その他の法令によります。 第2章 非課税口座の管理 (非課税口座開設届出書等の提出) 第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して法第37条の14第5項第1号、第16項および第25項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当行以外の金融商品取引業者等において非課税口座を開設しており、新たに当行に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」を、既に当行に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に新たな年分の勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当行に対して法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則(以下「施行規則」といいます。)第18条の15の3第25項において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示等して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客様が租税特別措置法施行令(以下「施行令」といいます。)第25条の13第44項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を開設または再開設しようとする年(以下「再開設年」といいます。)または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)

または再設定年の9月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月 30 日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

2 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、法第 37 条の 14 第 16 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。

3 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客様に法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を通知します。

- ① 1月1日から9月 30 日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられていたとき
- ② 10月1日から12月 31 日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき

4 お客様が当行の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から設定年の9月 30 日までの間に、法第 37 条の 14 第 13 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。

こども NISA 口座に関する追加

5 当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定する「勘定廃止通知書」を通知します。

す。）の前年 10 月 1 日から再開設年または再設定年の9月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月 30 日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

2 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、法第 37 条の 14 第 22 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。

3 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客様に法第 37 条の 14 第 5 項第 12 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を通知します。

- ① 1月1日から9月 30 日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられていたとき
- ② 10月1日から12月 31 日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき

4 お客様が当行の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定（特定累積投資勘定のうち、お客様がその年1月1日において18歳未満である年および出生した日の属する年の各年において設けられる勘定（以下「未成年者特定累積投資勘定」といいます。）を除きます。以下この項および次項において同じ。）または特定非課税管理勘定を他の金融商品取引業者等に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から設定年の9月 30 日までの間に、法第 37 条の 14 第 19 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。

5 当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に法第 37 条の 14 第 5 項第 11 号に規定する「勘定廃止通知書」を通知します。

6 非課税口座を当行以外の他の証券会社または金融機関に開設し、もしくは開設していたお客様は、「非課税口座開設届出書(非勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。)」を当行に提出することはできません。

7 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満18歳以上である居住者または恒久的施設を有する非居住者のお客様に限られます。

8 2023年12月31日においてお客様が当行に非課税口座を開設しており、当該非課税口座に同年分の非課税管理勘定または累積投資勘定を設定している場合には、当行は、お客様が2024年1月1日において、当行と法第37条の14第5項第1号ハに定める特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、同日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を設定します。ただし、同日において当行に、第3項に定める非課税口座廃止届出書の提出をしたお客様は除かれます。

(個人番号未告知口座の取扱い)

第2条の3 個人番号未告知等の理由により、お客さまの非課税口座に2018年以降の非課税管理勘定または累積投資勘定が設定されていない場合は、当行の定める日に当行に対して「非課税口座廃止届出書」を提出していただいたものとみなし、同日をもって当該非課税口座を廃止させていただきます。

(特定累積投資勘定の設定)

第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2024年以後の各年(以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。))に設けられるものをいいます。以下同じ。)は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。

こども NISA 口座追加

2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

こども NISA 口座追加

6 非課税口座を当行に開設していたお客様、または当行以外の金融商品取引業者等に開設し、もしくは開設していたお客様は、「非課税口座開設届出書(非勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。)」を当行および当行以外の金融商品取引業者等に提出することはできません。

7, 8 削除

マイナンバー未提出者一括削除済

(特定累積投資勘定の設定)

第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる上場株式等につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は2024年(未成年者特定累積投資勘定の場合は2027年)以後の各年(以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。))において設けられます。

2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、提出された日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

3 未成年者特定累積投資勘定を当行に設けている場合、お客様がその年1月1日において18歳の年を迎えるまでの間において、非課税口座を廃止することなく当行以外の金融商品取引業者等に未成年者特定累積投資勘定を設けることはできません。

(特定非課税管理勘定の設定)

(特定非課税管理勘定の設定)

第3条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は第3条の特定累積投資勘定と同時に設けられます。

(非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理)

第4条 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。

2 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。

3 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。

(特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条 当行は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当行と締結した累積投資契約(当行の「投資信託自動けいぞく(累積)投資規定」および「投資信託定時定額買付規定」に基づく契約をいいます。以下同じ。)に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの)に限り、以下、これを「特定累積投資上場株式等」といいます。)のみを受け入れます

① 第3条第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた特定累積投資上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいいます。)の合計額が120万円を超えないもの。ただし、特定累積投資上場株式等を当該口座に受け入れた場合に、当該取得対価の額の合計額、同年において当該口座に受け入れている、第5条の2第1項第1号イの上場株式等の取得対価

第3条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる上場株式等につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は第3条の特定累積投資勘定(未成年者特定累積投資勘定を除きます。)と同時に設けられます。

(特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理)

第4条 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。

(特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条 当行は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当行と締結した累積投資契約(当行の「投資信託自動けいぞく(累積)投資規定」および「投資信託定時定額買付規定」に基づく契約をいいます。以下同じ。)に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもので当行が取り扱う国内非上場公募株式投資信託に限り、また「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。

① 第3条第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(この項および第21条において「受入期間」といいます。)に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいいます。)の合計額が120万円(当該特定累積投資勘定が未成年者特定累積投資勘定である場合には60万円)を超えないもの。ただし、次に掲げる特定累積投資勘

の額の合計額および特定累積投資勘定基準額(同年の前年 12 月 31 日にお客様が特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額として政令で定める金額をいいます。)の合計額が 1,800 万円を超えることとなる場合における当該特定累積投資上場株式等を除きます。

こども NISA 口座追加

② 施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する上場株式等

(特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)
第 5 条の 2 当行は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

こども NISA 口座追加

① お客様が、第 3 条の 2 に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの期間(本号において、「受入期間」といいます。)に、当行が行う有価証券の募集(金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもののうち、受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいいます。)の合計額が 240 万円を超えない

定の区分に応じそれぞれ次に掲げる場合に該当することとなる場合における当該上場株式等を除きます。

イ 未成年者特定累積投資勘定以外の特定累積投資勘定 当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受入期間に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額と、受入期間に特定非課税管理勘定に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額(特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年 12 月 31 日に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいいます。)の合計額が 1,800 万円を超える場合

ロ 未成年者特定累積投資勘定 当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額および当該未成年者特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の前年 12 月 31 日に未成年者特定累積投資勘定に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等の合計額が 600 万円を超える場合

② 施行令第 25 条の 13 第 26 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する上場株式等

(特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

第 5 条の 2 当行は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当行が取り扱う国内非上場公募株式投資信託で、非課税口座が開設されている当行の本支店にかかる振替口座簿に記載または記録がされるものに限り、また「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。

① お客様が、受入期間に、当行が行う募集の取扱いにより取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもののうち、受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいいます。)の合計額が 240 万円を超えないもの。ただし、当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲

もの。ただし、当該上場株式等を当該口座に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるものを除きます。 イ 第1項本文で定める取得対価の額の合計額および特定非課税管理勘定基準額(当該属する年の前年 12 月 31 日にお客様が特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額として政令で定める金額をいいます。)の合計額が 1,200 万円を超える場合 ロ 当該受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額、当該受入期間に係る特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年において当該口座に受け入れている、第5条第1項第1号に係る特定累積投資上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が 1,800 万円を超える場合 ② 施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する同条第 12 項各号に規定する上場株式等 2 特定非課税管理勘定には、第5条の2第1項第1号に掲げる上場株式等で次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。 ① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第 16 項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの ② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第 14 項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)、同法第 67 条第1項に規定する規約(外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類)または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第 61 条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資(施行令第 25 条の 13 第 15 項第2号に規定する目的によるものを除きます。)として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの ③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるもの以外のもの イ 信託契約期間を定めないことまたは 20 年以上の信託契約期間が定められていること ロ 収益の分配は、1月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに行うこととされていること	げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除きます。 イ 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額(特定非課税管理勘定に前年 12 月 31 日に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいいます。)の合計額が 1,200 万円を超える場合 ロ 受入期間に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額、当該受入期間に特定非課税管理勘定に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額、および特定累積投資勘定基準額の合計額が 1,800 万円を超える場合 ② 施行令第 25 条の 13 第 30 項において準用する同条第 12 項各号に規定する上場株式等 2 特定非課税管理勘定には、前項第 1 号に掲げる上場株式等で次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。 ① 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第 4 条第 1 項に規定する委託者指図型投資信託約款において法人税法第 61 条の 5 第 1 項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資(施行令第 25 条の 13 第 15 項第 2 号に規定する目的によるものを除きます。)として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの ② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるもの以外のもの イ 信託契約期間を定めないことまたは 20 年以上の信託契約期間が定められていること
--	---

(譲渡の方法)

第6条 非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する单元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当行の営業所を経由して行う方法または法第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

第7条 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、当該各勘定に受け入れた後直ちに当該各勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客様(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しのあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

こども NISA 口座からの払出、移管等

ロ 収益の分配は、1月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに行うこととされていること

(譲渡の方法)

第6条 非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている上場株式等の譲渡は、当行に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法により行います。

(未成年者特定累積投資勘定の管理)

第7条 未成年者特定累積投資勘定に記載または記録がされる上場株式等は、お客様がその年の3月31日において18歳である年(以下「基準年」といいます。)の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

① 当該上場株式等の当該非課税口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還(次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める移管または返還を除きます。)を行わないこと

イ お客様がその年の3月31日において12歳である年(以下「特定基準年」といいます。)の前年以前の各年 災害、疾病その他の施行令第25条の13第31項で定めるやむを得ない事由による移管または返還で、当該非課税口座および特定課税未成年者口座に記載または記録もしくは預入れがされている上場株式等および金銭その他の資産のすべてについて行うもの(以下「災害等による返還等」といいます。)

ロ お客様の特定基準年以後の各年 イに定める移管または返還およびお客様が当行に対し当該上場株式等の当該非課税口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を依頼する旨、当該移管または返還の起因となる事由(お客様の教育費または生活費の支払いに充てるためのものに限ります。)等を記載した書類の提出(当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供を含みます。)をした場合における当該移管または返還

② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡で法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)による譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭の交付が、当行の本支店を経由して

(非課税管理勘定終了時の取扱い) 第8条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします。 2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。 ① お客様から非課税管理勘定の終了する年の別に定める期間までに当行に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合、またはお客様が当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管 ② 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管 (累積投資勘定終了時の取扱い) 第8条の2 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降 20 年を経過する日に終了いたします。 2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。 ① お客様から累積投資勘定の終了する年の別に定める期間までに当行に対して施行令第 25 条の 13 第 20 項において準用する同条第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客様が当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管 ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管 (特定累積投資勘定終了時の取扱い) 第8条の3 本約款に基づき非課税口座に設定した特定累積投資勘定は、第2条第3項の規定により「非課税口座	<u>行われないものに限ります。) または贈与をしないこと</u> <u>③ 当該上場株式等の譲渡の対価 (その額が法第 37 条の 11 第 4 項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。) または当該上場株式等に係る収益分配金として交付を受ける金銭その他の資産 (上場株式等に係る同法第 9 条の 8 第 1 項に規定する収益分配金で、当行が国内における同項に規定する支払いの取扱者ではないものおよび前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当行を経由して行われないものを除きます。) は、その受領後直ちに当該特定課税未成年者口座に預入れすること</u> <u>(非課税口座及び特定課税未成年者口座の廃止)</u> <u>第 8 条 前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該非課税口座および当該非課税口座と同時に設けられた特定課税未成年者口座を廃止いたします。</u>
---	---

廃止届出書」を提出した場合、当該提出した日に終了いたします。

2 前項の終了時点で、特定累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に特定累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

① お客様から当行に対して施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 27 号に規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管

② 前各号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管(特定非課税管理勘定終了時の取扱い)

第8条の4 この約款に基づき非課税口座に設定した特定非課税管理勘定は、第2条第3項の規定により「非課税口座廃止届出書」を提出した場合、当該提出した日に終了いたします。

2 前項の終了時点で、特定非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に特定非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

① お客様から当行に対して施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 27 号に規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管

②前各号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

(累積投資勘定、または特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定を設定した場合の所在地確認)

第9条 当行は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定、または特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動書」の提出を受けた場合および「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過するま

(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)
第 9 条 法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものと、特定口座への移管に係るものを除きます。また、特定累積投資勘定の場合は次項に規定するもの、施行令第 25 条の 13 第 26 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由に係るものも除きます。特定非課税管理勘定の場合は施行令第 25 条の 13 第 30 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由に係るものも除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理

での間に「(非課税口座)帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

① 当行がお客様から住民票の写しその他施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提出またはお客様の同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所

② 当行からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名および住所

2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合(第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

こども NISA 口座移管追加

(手数料)

第10条 法令・諸規則の変更等が行われ、または当局等の動向等を反映して、業務その他に影響が生じた場合には、手数料をいただくことがあります。

勘定に受け入れなかったものであって、当該各勘定に受け入れた後直ちに当該各勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客様(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しのあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

2 未成年者特定累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出しでお客様の基準年の前年12月31日までに生じたもの(振替によるものを含むものとし、特定口座への移管に係るものを除きます。))があった場合(施行令第25条の13第12項第1号、第4号および第11号に規定する事由により取得する上場株式等で未成年者特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、未成年者特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該未成年者特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。))には、当行は、お客様(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(非課税管理勘定終了時の取扱い)

第10条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第5項または施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。))。

2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出

国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

① お客様から非課税管理勘定の終了する年の別に定める日までに当行に対して施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合、またはお客様が当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管

② 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

(累積投資勘定終了時の取扱い)

第 10 条の 2 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 20 年を経過する日に終了いたします。(第 2 条第 5 項または施行令第 25 条の 13 の 2 第 3 項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。)

2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

① お客様から累積投資勘定の終了する年の別に定める日までに当行に対して施行令第 25 条の 13 第 18 項において準用する同条第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合またはお客様が当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管

② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

(特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

第 11 条 当行は、お客様が当行に開設する非課税口座に特定累積投資勘定(未成年者特定累積投資勘定を含みます。以下この条において同じです。)を設定している場合において、当行の定める方法により、お客様の所在地の変更有無を定期的に確認いたします。

2 前項の場合において、当行の定める一定期間内にお客様の所在地の確認ができなかった場合には、当該一定期間が経過してからお客様の所在地の確認ができるまでの間、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定への上場株式等の受入を停止させていただきます(分配金再投資による受入れを含み、施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に掲げる事由による上場株式等の受入れを除きます。)。

3 前二項の場合において、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定への上場株式等の受入れを停止した場合には、その旨を所轄税務署長に報告いたします。

(非課税口座取引である旨の明示)

第 11 条 お客様が当該各年の「特定累積投資勘定」または「特定非課税管理勘定」が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間(以下本条において、「受入期間」といいます。)内に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようする場合には、当該取得に係る注文等を行う際または累積投資契約を締結する際に、当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限ります。)

2 特定累積投資勘定に係る累積投資契約においては、受入期間内に取得することとなる上場株式等の取得対価の合計額が、120 万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。

3 お客様が非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客様から、当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

(異動、出国、死亡時の取扱い)

第12条 次の各号に該当したときは、法令にもとづき、該当する届出書を提出していただきます。

① 住所、氏名、個人番号等に異動があった場合は、施行令第25条の13の2第1項の規定により、非課税口座異動届出書を提出していただきます。

② 出国により国内に住所および居所を有しないこととなった場合は、法第37条の14第22項第2号の規定により、出国届出書を提出していただきます。

③ 非課税口座開設者が死亡した場合は、施行令第25条の13の5の規定により、非課税口座開設者死亡届出書を提出していただきます。

(契約の解除)

第13条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

① お客様から法第37条の14第16項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日

② 法第37条の14第22項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日までの間で当行が定める日

③ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除く）法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)

④ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日

(届出事項の変更)

第14条 「非課税口座開設届出書」の提出後に、氏名、住所または個人番号その他の届出事項に変更があったときは、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書(施行令第25条の13の2第1項に規定されるものをいいます。)により当行に届け出ていただきます。また、その変更が氏名、住所または個人番号に係るものであるときは、お客様には「個人番号カード」等および運転免許証、印鑑登録証明書、戸籍抄本、住民票の写し、その他当行が必要とする書類等をご提出いただきます。

2 当行が届出のあった氏名もしくは名称、住所にあてて発送した通知または送付書類が到達せず当行に返戻された場合は第1項による届出および当行所定の手続きが完

(手数料)

第12条 法令・諸規則の変更等が行われ、または当局等の動向等を反映して、業務その他に影響が生じた場合には、非課税口座の管理等に係る手数料をいただくことがあります。

(非課税口座取引である旨の明示)

第13条 お客様が受入期間内に、当行が行う上場株式等の募集の取扱いにより取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限ります。)

2 お客様が非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から、当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

(異動、出国、死亡時の取扱い)

第14条 次の各号に該当したときは、法令にもとづき、該当する届出書を提出していただきます。

① 住所、氏名、個人番号等に異動があった場合は、施行令第25条の13の2第1項の規定により、非課税口座異動届出書を提出していただきます。

了するまでの間、当行はお客さまに通知することなく取引（インターネット取引含む）を制限することができるものとします。

3 第2項によりお客さまに生じた損害について当行は責任を負いません。

（法令・諸規則等の適用）

第15条 この約款に定めのない事項については、法、地方税法、関係政省令および諸規則等に従って取り扱うものとします。

② 出国により国内に住所および居所を有しないこととなった場合は、法第37条の14第22項第2号の規定により、出国届出書を提出していただきます。

③ 非課税口座開設者が死亡した場合は、施行令第25条の13の5の規定により、非課税口座開設者死亡届出書を提出していただきます。

（契約の解除）

第15条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

① お客様から法第37条の14第22項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日

② 法第37条の14第5項第6号へに規定する非課税口座等廃止事由または同項第10号ハに規定する特定課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 法第37条の14第33項第1号の規定によりお客様が「非課税口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた日

③ 法第37条の14第29項第1号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに法第37条の14第31項に定める「（非課税口座）帰国届出書」の提出をしなかった場合 法第37条の14第33項第3号の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5年経過する日の属する年の12月31日）

④ 法第37条の14第29項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日までの間で当行が定める日

⑤ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した場合を除く）
法第37条の14第33項第2号の規定に規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）

⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日

2 前項の契約解除時点で、お客様が非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定で保有されている上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。

① お客様が当行に特定口座を開設していない場合
一般口座への移管

② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

第3章 特定課税未成年者口座の管理

(特定課税未成年者口座の設定)

第16条 お客様がその年1月1日において18歳未満である年または出生した年において、特定課税未成年者口座（お客様が当行の本支店に開設している預金口座その他の資産の管理のための口座で、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じです。）は、非課税口座と同時に設けられます。

(課税管理勘定における処理)

第17条 お客様がその年1月1日において18歳未満である年または出生した年において、金銭その他の資産の預入れは、特定課税未成年者口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき預入れがされる金銭その他の資産につき、当該預入れに関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）において処理いたします。

(課税管理勘定の金銭等の管理)

第18条 特定課税未成年者口座に預入れがされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年12月31日までは、当該金銭その他の資産の当該特定課税未成年者口座からの払出し（次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める払出しを除きます。）をすることはできません。

① お客様の特定基準年の前年以前の各年 非課税口座に記載または記録がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該上場株式等につき災害等による払出し（非課税口座に記載または記録がされる上場株式等につき災害等による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しをいいます。以下同じ。）がされる場合の当該金銭その他の資産の払出し

② お客様の特定基準年以後の各年 前号に定める払出しおよびお客様が当行に対し当該上場株式等、当該金銭その他の資産の払出しを依頼する旨、当該払出しの起因となる事由（お客様の教育費または生活費の支払いに充てるためのものに限ります。）等を記載した書類の提出（当該書類の提出に代えて行う電磁的方法

による当該書類に記載すべき事項の提供を含みます。)をした場合における当該払出し

(非課税口座および特定課税未成年者口座の廃止)
第 19 条 前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による払出しが生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該特定課税未成年者口座および当該特定課税未成年者口座と同時に設けられた非課税口座を廃止いたします。

(契約不履行等事由が発生した場合の遡及課税の取扱い)

第 20 条 お客様の基準年の前年 12 月 31 日までに契約不履行等事由(第 7 条もしくは第 14 条に掲げる要件に該当しない事由が生じたことまたは非課税口座もしくは特定課税未成年者口座の廃止(災害等による返還等が生じたことによるものおよび出国による非課税口座の廃止を除きます。))をしたことをいいます。以下、この条において同じです。)が生じた場合には、過去に非課税で支払われた配当等や過去に非課税とされた譲渡益等について、非課税の取扱いがなかったものとみなし、次に定めるところにより、課税関係が生ずるものとします。

① 当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払いを受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等については、法第 9 条の 8 第 1 項第 3 号の規定の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時において当該非課税口座内上場株式等の配当等の支払いがあったものとみなして課税いたします。

② 当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に非課税とされた非課税口座内上場株式等の譲渡益については、法第 37 条の 14 第 1 項および第 2 項の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなして課税いたします。

③ 当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に当該非課税口座内上場株式等の他の保管口座への移管またはお客様への返還がされた非課税口座内上場株式等については、当該移管または返還があった時における含み益について課税いたします。

④ 当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座に係る振替口座簿に記載または記録がされている非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じたことによる非課税口座の廃止に伴う払出しが行われ、当該払出し時における含み益について課税いたします。

第4章 口座への入出金等

(非課税口座および特定課税未成年者口座における入出金等の処理)

第21条 お客様が18歳を迎えるまでの間に、非課税口座における取引に係る入金および特定課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。

① お客様名義の当行預金口座からの入金

2 お客様の基準年の前年12月31日までに、お客様が非課税口座または特定課税未成年者口座から出金または証券の移管（以下この条において「出金等」といいます。）を行う場合には、次に定める取扱いとなります。

① お客様名義の当行預金口座への出金

② お客様名義の証券口座への移管

3 前項各号に定める出金等を行うことができるのは、お客様またはお客様の法定代理人に限ることとします。

4 お客様の法定代理人が第2項各号の出金等（法第37条の14第5項第6号ホ(1)(ii)に規定する他の保管口座への有価証券の移管もしくは返還または同項第10号ロ(2)に規定する払出し（災害等による返還等を除きます。）に限り、）を行う場合には、当行は当該出金等に関してお客様の同意がある旨を確認することとします。

5 やむを得ない事由により、前項に定める同意を確認できない場合には、当行は当該出金等に係る金銭または証券がお客様本人のために用いられることを確認することとします。

6 お客様本人が第2項に定める出金等を行う場合には、お客様の法定代理人の同意（同意書の提出を含む）が必要となります。

第5章 代理人による取引の届出

(代理人による取引の届出)

第22条 お客様の代理人が、非課税口座および特定課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。

2 お客様が前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。

3 お客様の法定代理人以外の者が第1項の代理人となる場合には、第1項の届出の際に、当該代理人が非課税口座および特定課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定

の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人はお客様の二親等内の者に限ることとします。

(法定代理人の変更)

第 23 条 お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当行に届出を行っていただく必要があります。

第 6 章 その他の通則

(12 歳を迎えた場合の取引残高の通知)

第 24 条 お客様がその年 1 月 1 日において 12 歳の年を迎えた場合には、当行は非課税口座および特定課税未成年者口座に関する取引残高をお客様本人に通知いたします。

(お客様が成年を迎えた場合の通知)

第 25 条 お客様がその年 1 月 1 日において 18 歳の年を迎えた場合には、当行は、同年 1 月 1 日付でお客様の開設している非課税口座が 18 歳以上の者を対象とする非課税口座へ移行することに伴い、移行時点の非課税口座および特定課税未成年者口座に関する取引残高ならびに次に掲げる事項をお客様本人に通知いたします。

① 同日以後に設定される特定累積投資勘定において、受入期間内に受け入れることができる上場株式等の取得対価の合計額の上限が、60 万円から 120 万円に変更されること。

② 同日以後、特定累積投資勘定の設定と同時に特定非課税管理勘定が設けられること。

③ 非課税保有限度額の上限が、600 万円から 1,800 万円（うち特定非課税管理勘定に係る上限は 1,200 万円）に変更されること。

(免責事項)

第 26 条 お客様が第 14 条の変更手続きを怠ったこと、その他の当行の責めによらない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱いおよびこの約款の変更等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

(合意管轄)

第 27 条 この約款に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第 28 条 この約款等は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

(免責事項)

第 16 条 お客様が第 14 条の変更手続きを怠ったこと、その他の当行の責めによらない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱いおよびこの約款の変更等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

(合意管轄)

第 17 条 この約款に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第 18 条 この約款等は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

2 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。 3 前二項による変更は、公表等の際に定める相当の期間を経過した日から適用するものとします。 平成 26 年 1 月改定 平成 27 年 1 月改定 平成 27 年 9 月改定 平成 28 年 1 月改定 平成 29 年 10 月改定 令和 3 年 4 月改定 令和 6 年 1 月改定 令和 7 年 1 月改定 令和 8 年 7 月改定 以 上	2 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。 3 前二項による変更は、公表等の際に定める相当の期間を経過した日から適用するものとします。 平成 26 年 1 月改定 平成 27 年 1 月改定 平成 27 年 9 月改定 平成 28 年 1 月改定 平成 29 年 10 月改定 令和 3 年 4 月改定 令和 6 年 1 月改定 令和 7 年 1 月改定 令和 8 年 7 月改定 <u>令和 8 年 10 月改定</u> 以 上
--	---

○未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

旧	新
第1章 総則 (約款の趣旨) 第1条 この約款は、租税特別措置法（以下「法」といいます。）第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座及び同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者（以下、「お客様」といいます。）が、法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社富山第一銀行（以下、「当行」といいます。）に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、法第37条の14の2第5項第2号及び第6号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。 2 当行は、この約款に基づき、お客様との間で法第37条の14の2第5項第2号に規定する「未成年者口座管理契約」及び同項第6号に規定する「課税未成年者口座管理契約」（以下、両者を合わせて「本契約」といいます。）を締結します。 3 お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「証券総合取引約款・規定集」等その他の当行が定める契約条項及び法その他の法令によります。（なお、この契約中に未施行の法令がある	第1章 総則 (約款の趣旨) 第1条 この約款は、租税特別措置法（以下「法」といいます。）第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座および同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者（以下「お客様」といいます。）が、法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（以下「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社富山第一銀行（以下「当行」といいます。）に開設された未成年者口座および課税未成年者口座について、法第37条の14の2第5項第2号および第6号に規定する要件および当行との権利義務関係を明確にするための取り決めです。 2 当行は、この約款に基づき、お客様との間で法第37条の14の2第5項第2号に規定する「未成年者口座管理契約」および同項第6号に規定する「課税未成年者口座管理契約」（以下、両者を合わせて「本契約」といいます。）を締結します。 3 お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、証券総合取引規定および同規定第2条各号に定める約款および法その他の法令によりま

場合は、施行日において当初契約日に遡って適用されたものとみなします。) 第2章 未成年者口座の管理 (未成年者口座開設届出書等の提出) 第2条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の11月30日又は2023年9月30日のいずれか早い日までに、当行に対して法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13の8第20項により読み替えて準用する施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 2 当行に未成年者口座を開設しているお客様は、当行又は他金融機関に、「未成年者非課税適用確認書交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」又は法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税適用確認書の交付申請書」（当該申請書にあっては、お客様がその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日までに提出されるものに限ります。）を提出することはできません。 3 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。 (継続管理勘定の設定) 第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載又は記録がされる上場株式等につき、当該	第2章 未成年者口座の管理 (未成年者口座の廃止) 第2条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。 ジュニア NISA 口座申込受付終了 削除 (継続管理勘定の設定) 第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等につき、当
--	--

記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024年から2028年までの各年(お客様がその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。

(非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理)

第4条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、当該記載又は記録に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において処理いたします。

(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)

で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円(②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの

② 施行令第25条の13の8第4項の規定により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下、「5年経過日」とい

該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。)は、2024年から2028年までの各年(お客様がその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。

(非課税管理勘定および継続管理勘定における処理)

第4条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、当該記載または記録に係る口座に設けられた非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等(法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第15条から第17条、第19条および第25条第1項を除き、以下同じです。)(以下「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載または記録に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。)または継続管理勘定において処理いたします。

(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、租税特別措置法施行規則(以下「施行規則」といいます。)第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等(第2号に掲げるものを除きます。)で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円(第2号により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの

② 租税特別措置法施行令(以下「施行令」といいます。)第25条の13の8第4項の規定により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課

ます。)の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出する必要はありません。) ③ 施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等 (譲渡の方法) 第6条 非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている上場株式等の譲渡は、当行に対してする方法、又は法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。 (課税未成年者口座等への移管) 第7条 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。 ① 当該非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等(第5条第1項第1号若しくは第2号の移管がされるものを除く)次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管 イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管 ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管 ② お客様がその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管 2 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第1号ロ及び第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより行うこととします。 ①お客様が施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号もしくは第7項において準用する同号に規	税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出する必要はありません。) ③ 施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する<u>施行</u>令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等 (譲渡の方法) 第6条 非課税管理勘定<u>また</u>は継続管理勘定において振替口座簿への記載<u>または</u>記録がされている上場株式等の譲渡は、当行に対して<u>譲渡</u>する方法<u>または</u>当該譲渡に係る金銭の交付が当行の<u>本支店</u>を経由して行われる方法により行うこととします。 (課税未成年者口座等への移管) 第7条 未成年者口座から課税未成年者口座<u>また</u>は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。 ① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等(第5条第1項第1号若しくは第2号の移管がされるものを除く)次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管 イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管 ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管 ② お客様がその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管 2 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第1号ロ<u>および</u>第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより行うこととします。
---	---

定する書面を提出した場合または当行に特定口座（法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に規定する特定口座をいい、前項第 1 号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設していない場合、一般口座への移管 ②前号に掲げる場合以外の場合、特定口座（前項第 1 号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）への移管 （非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理） 第 8 条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載又は記録がされる上場株式等は、その年の 3 月 31 日において 18 歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。 ① 災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして施行規則第 18 条の 15 の 10 第 8 項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと 疾病等追加 ② 当該上場株式等の第 6 条に規定する方法以外の方法による譲渡（法第 37 条の 11 の 2 第 2 項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第 16 条第 2 号において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限りま す。）又は贈与をしないこと イ 法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号又は第 7 号に規定する事由による譲渡	① お客様が施行令第 25 条の 13 の 8 第 5 項第 2 号、第 6 項第 2 号もしくは第 7 項において準用する同号に規定する書面を<u>当行が別に定める期限までに</u>提出した場合または当行に特定口座（法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に規定する特定口座をいい、前項第 1 号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設していない場合 一般口座への移管 ② 前号に掲げる場合以外の場合、特定口座（前項第 1 号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）への移管 （非課税管理勘定<u>および</u>継続管理勘定の管理） 第 8 条 非課税管理勘定<u>また</u>は継続管理勘定に記載<u>また</u>は記録がされる上場株式等は、その年の 3 月 31 日において 18 歳である年（以下「基準年」といいます。）の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。 ① 災害、<u>疾病その他の施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項で定めるやむを得ない事由による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録または預入れがされている上場株式等および金銭その他の資産のすべてについて行うもの（以下「災害等による返還等」といいます。）</u>を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管<u>また</u>は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと ② 当該上場株式等の第 6 条に規定する方法以外の方法による譲渡（法第 37 条の 11 の 2 第 2 項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号<u>および</u>第 16 条第 2 号において同じ。）で、法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限りま す。）による譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の<u>本支店</u>を経由して行われないものに限りま す。）<u>また</u>は贈与をしないこと イ～ホ
---	--

ロ 法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限り ます。）による譲渡 ハ 法第 37 条の 12 の 2 第 2 項第 5 号又は第 8 号に掲げる譲渡 ニ 施行令第 25 条の 8 第 4 項第 1 号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡 ホ 所得税法第 57 条の 4 第 3 項第 1 号に規定する取得請求権付株式、同項第 2 号に規定する取得条項付株式、同項第 3 号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第 6 号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。）による譲渡 ③ 当該上場株式等の譲渡の対価（その額が法第 37 条の 11 第 3 項又は第 4 項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）又は当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る同法第 9 条の 8 に規定する配当等で、当行が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当行を経由して行われないものを除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。）は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れすること （継続管理勘定等への移管） 第 9 条 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。 2 前項の場合において、お客様が、施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 3 号に規定する書面を 5 年経過日の属する年の当行の定める日までに提出した場合に	株式についての記載 削除 ③ 当該上場株式等の譲渡の対価（その額が法第 37 条の 11 第 3 項または第 4 項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）または当該上場株式等に係る収益分配金として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る同法第 9 条の 8 に規定する収益分配金で、当行が国内における同条に規定する支払いの取扱者ではないものおよび前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当行を経由して行われないものを除きます。以下「譲渡対価の金銭等」といいます。）は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れすること （継続管理勘定等への移管） 第 9 条 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。 2 前項の場合において、お客様が、施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 3 号に規定する書面を 5 年経過日の属する年の当行の定める日までに提出した場合に
---	--

は、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座又は一般口座に移管いたします。

（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止）

第10条 第7条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

2 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日

② お客様がその年の1月1日において18歳である年の1月1日

③ 2026年1月1日

（未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知）

第11条 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座（法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限り。）があった場合には、当行は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

（出国時の取扱い）

第12条 お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当行に対して施行令第25条の13の8第9項第4号に規定する出国移管依頼書を提出してください。

は、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座又は一般口座に移管いたします。

（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止）

第10条 第7条~~も~~しくは第8条に規定する要件に該当しないこととなる事由~~また~~は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座~~および~~当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

2 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座~~および~~当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日

② お客様がその年の1月1日において18歳である年の1月1日

③ 2026年1月1日

（未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知）

第11条 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部~~また~~は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座（法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限り。）があった場合には、当行は、お客様（相続~~また~~は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続~~また~~は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額~~および~~数、その払出しに係る事由~~および~~その事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

（出国時の取扱い）

第12条 お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者~~また~~は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当行に対して施行令第25条の13の8第9項第4号に規定する出国移管依頼書を提出してください。

2 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。 第3章 課税未成年者口座の管理 (課税未成年者口座の設定) 第13条 課税未成年者口座（お客様が当行に開設している特定口座又は預金口座でこの約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限りです。以下同じ。）は、未成年者口座と同時に設けられます。 (課税管理勘定における処理) 第14条 課税未成年者口座における上場株式等（法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第14条から第16条及び第18条において同じ。）の振替口座簿への記載若しくは記録又は金銭その他の資産の預入れは、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録又は預入れに係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載又は記録がされる上場株式等又は預入れがされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録又は預入れに関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。 (譲渡の方法) 第15条 課税管理勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている上場株式等の譲渡は、法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当行に対して譲渡する方法、又は同法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。 (課税管理勘定での管理) 第16条 課税管理勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている上場株式等に係る譲渡対価の金	2 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の<u>すべて</u>を当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。 第3章 課税未成年者口座の管理 (課税未成年者口座の設定) 第13条 課税未成年者口座（お客様が当行に開設している特定口座<u>または</u>預金口座で、<u>2以上の特定口座が含まれず</u>、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限りです。）は、未成年者口座と同時に設けられます。 (課税管理勘定における処理) 第14条 課税未成年者口座における上場株式等（法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第<u>15</u>条から第<u>17</u>条<u>および</u>第<u>19</u>条において同じ<u>です</u>。）の振替口座簿への記載<u>も</u>しくは記録<u>または</u>金銭その他の資産の預入れは、法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載<u>も</u>しくは記録<u>または</u>は預入れに係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等<u>または</u>は預入れがされる金銭その他の資産につき、当該記載もしくは記録<u>または</u>は預入れに関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ<u>です</u>。）において処理いたします。 (譲渡の方法) 第15条 課税管理勘定において振替口座簿への記載<u>または</u>は記録がされている上場株式等の譲渡は、法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当行に対して譲渡する方法、<u>または</u>は当該譲渡に係る金銭<u>および</u>金銭以外の資産の交付が当行の<u>本支店</u>を経由して行われる方法により行うこととします。 (課税管理勘定での管理) 第16条 課税管理勘定において振替口座簿への記載<u>または</u>は記録がされている上場株式等に係る譲渡対価の
---	---

金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れいたします。

（課税管理勘定の金銭等の管理）

第 17 条 課税未成年者口座に記載又は記録がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。

① 災害等による返還等及び上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと

② 当該上場株式等の第 14 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限りします。）又は贈与をしないこと

イ 法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号又は第 7 号に規定する事由による譲渡

ロ 法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限りします。）による譲渡

ハ 法第 37 条の 12 の 2 第 2 項第 5 号又は第 8 号に掲げる譲渡

ニ 施行令第 25 条の 8 第 4 項第 1 号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡

ホ 所得税法第 57 条の 4 第 3 項第 1 号に規定する取得請求権付株式、同項第 2 号に規定する取得条項付株式、同項第 3 号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第 6 号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。）による譲渡

③ 課税未成年者口座又は未成年者口座に記載又は記録がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資

金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れいたします。

（課税管理勘定の金銭等の管理）

第 17 条 課税未成年者口座に記載~~また~~は記録がされる上場株式等~~および~~当該課税未成年者口座に預入れされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。

① 災害等による返還等を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管~~または~~は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと

② 当該上場株式等の第 15 条に規定する方法以外の方法による譲渡で、法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限りします。）による譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の~~本支店~~を経由して行われないものに限りします。）~~また~~は贈与をしないこと

イ～ホ

株式についての記載 削除

③ 課税未成年者口座~~また~~は未成年者口座に記載~~また~~は記録がされる上場株式等の取得のためにする払出し~~および~~当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき

産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと (未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止) 第 18 条 第 16 条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。 2 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。 ①非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日 ②お客様がその年の1月1日において18歳である年の1月1日 ③2026年1月1日 (重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合) 第 19 条 お客様が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の1月1日において、当行に重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。 2 前項の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当行に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。 (出国時の取扱い) 第 20 条 お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章(第15条及び第19条を除く)の適用があるものとして取り扱います。 第4章 口座への入出金 (課税未成年者口座への入出金処理)	災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと (未成年者口座および課税未成年者口座の廃止) 第 18 条 第 16 条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。 2 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。 ① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日 ② お客様がその年の1月1日において18歳である年の1月1日 ③ 2026年1月1日 (重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合) 第 19 条 お客様が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の1月1日において、当行に重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。 2 前項の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等はすべて当行に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。 (出国時の取扱い) 第 20 条 お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章(第15条及び第19条を除く)の適用があるものとして取り扱います。 第4章 口座への入出金
--	---

第 21 条 お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。 ① お客様名義の当行預金口座からの入金 ② 現金での入金（依頼人のお客様又はお客様の法定代理人である場合に限ります。） 2 お客様が未成年者口座又は課税未成年者口座から出金又は証券の移管（以下この条において「出金等」といいます。）を行う場合には、次に定める取扱いとなります。 ① お客様名義の当行預金口座への出金 ② 現金での引出（窓口で行うものに限ります。） ③ お客様名義の当行証券口座への移管 3 前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客様又はお客様の法定代理人に限ることとします。 4 お客様の法定代理人が第 2 項各号の出金等を行う場合には、当行は当該出金等に関してお客様の同意がある旨を確認することとします。 5 前項に定める同意を確認できない場合には、当行は当該出金等に係る金銭又は証券がお客様本人のために用いられることを確認することとします。 6 お客様本人が第 2 項第 2 号に定める出金等を行う場合には、お客様の法定代理人の同意（同意書の提出を含む）が必要となります。 第 5 章 代理人による取引の届出 （代理人による取引の届出） 第 22 条 お客様の代理人が、未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の届け出を行っていただく必要があります。 2 お客様が前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の変更の届け出を行っていただく必要があります。 3 お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が 18 歳に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しよう	（課税未成年者口座への入出金処理） 第 21 条 お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。 ① お客様名義の当行預金口座からの入金 ② 現金での入金（依頼人のお客様またはお客様の法定代理人である場合に限ります。） 2 お客様が未成年者口座または課税未成年者口座から出金または証券の移管（以下この条において「出金等」といいます。）を行う場合には、次に定める取扱いとなります。 ① お客様名義の当行預金口座への出金 ② 現金での引出し（窓口で行うものに限ります。） ③ お客様名義の当行証券口座への移管 3 前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客様またはお客様の法定代理人に限ることとします。 4 お客様の法定代理人が第 2 項各号の出金等を行う場合には、当行は当該出金等に関してお客様の同意がある旨を確認することとします。 5 前項に定める同意を確認できない場合には、当行は当該出金等に係る金銭または証券がお客様本人のために用いられることを確認することとします。 6 お客様本人が第 2 項第 2 号に定める出金等を行う場合には、お客様の法定代理人の同意（同意書の提出を含む）が必要となります。 第 5 章 代理人による取引の届出 （代理人による取引の届出） 第 22 条 お客様の代理人が、未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。 2 お客様が前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。 3 お客様の法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が 18 歳に達した後も当該法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続し
--	---

とする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届け出を行っていただく必要があります。

4 お客様の法定代理人以外の者が第1項の代理人となる場合には、第1項の届け出の際に、当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人はお客様の2親等内の者に限ることとします。

5 お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が18歳に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届け出を行っていただく必要があります。

(法定代理人の変更)

第23条 お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当行に届け出を行っていただく必要があります。

第6章 その他の通則

(取引残高の通知)

第24条 お客様が15歳に達した場合には、当行は未成年者口座及び課税未成年者口座に関する取引残高をお客様本人に通知いたします。

(未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示)

第25条 お客様が当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。

2 お客様が未成年者口座及び未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合に

ようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届け出を行っていただく必要があります。

4 お客様の法定代理人以外の者が第1項の代理人となる場合には、第1項の届け出の際に、当該代理人が未成年者口座~~および~~課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人はお客様の2親等内の者に限ることとします。

5 お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座~~および~~課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が18歳に達した後も当該代理人が未成年者口座~~および~~課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届け出を行っていただく必要があります。

(法定代理人の変更)

第23条 お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当行に届け出を行っていただく必要があります。

第6章 その他の通則

(取引残高の通知)

第24条 お客様が15歳に達した場合には、当行は未成年者口座~~および~~課税未成年者口座に関する取引残高をお客様本人に通知いたします。

(課税未成年者口座取引である旨の明示)

第25条 お客様が受入期間内に、当行が行う上場株式等の募集~~の取扱い~~により取得をした上場株式等を課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。

2 お客様が未成年者口座~~および~~未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合に

は、当行所定の手続きにより譲渡することさせていただきます。

（基準年以降の手続き等）

第 26 条 基準年に達した場合には、当行はお客様本人に払出制限が解除された旨及び取引残高を通知いたします。

（非課税口座のみなし開設）

第 27 条 2024 年以後の各年（その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年に限ります。）の 1 月 1 日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合（出国中である場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。

2 前項の場合には、お客様がその年の 1 月 1 日において 18 歳である年の同日において、当行に対して非課税口座開設届出書（法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客様との間で特定非課税累積投資契約（同項第 6 号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）が締結されたものとみなします。

（本契約の解除）

第 28 条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

① お客様又は法定代理人から法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日

② 法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 法第 37 条の 14 の 2 第 20 項第 1 号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日

③第 18 条第 2 項に掲げる日において未成年者口座を開設している場合 法第 37 条の 14 の 2 第 20 項第 2 号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日

は、当行所定の方法により譲渡することさせていただきます。

（基準年以降の手続き等）

第 26 条 基準年に達した場合には、当行はお客様本人に払出制限が解除された旨および取引残高を通知いたします。

（非課税口座のみなし開設）

第 27 条 2024 年から 2027 年までの各年（その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年に限ります。）の 1 月 1 日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当行の本支店において、同日に法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。

2 前項の場合には、お客様がその年の 1 月 1 日において 18 歳である年の同日において、当行に対して法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客様との間で同項第 6 号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。

（本契約の解除）

第 28 条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

① お客様または法定代理人から法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日

② 法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 法第 37 条の 14 の 2 第 20 項第 1 号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日

③第 18 条第 2 項に掲げる日において未成年者口座を開設している場合 法第 37 条の 14 の 2 第 20 項第 2 号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日

④ 施行令第 25 条の 13 の 8 第 30 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日 ⑤ お客様が基準年の 1 月 1 日以後に出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 法第 37 条の 14 の 2 第 20 項第 1 号に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） 括弧書き追加 ⑥ お客様が出国の日の前日までに第 12 条の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日までに「未成年者口座を開設している者の帰国に係る届出書」の提出をしなかった場合 その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日 ⑦ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項で準用する同施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日 ⑧ お客様がこの約款の変更に同意されないとき 当行の定める日 （免責事項） 第 29 条 当行の責めに帰さない事由により、未成年者口座及び課税未成年者口座に係る税制上の取扱い等に関し、お客様に生じた損害等については、当行はその責めを負わないものとします。 （合意管轄） 第 30 条 この約款に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。 （約款の変更） 第 31 条 この約款等は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合に	④ 施行令第 25 条の 13 の 8 第 30 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日 ⑤ お客様が出国により居住者<u>または</u>恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 <u>（お客様が出国の日の前日までに第 12 条第 1 項の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。）</u> 法第 37 条の 14 の 2 第 20 項第 1 号に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） ⑥ お客様が出国の日の前日までに第 12 条第 1 項の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日までに<u>施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 6 号に規定する</u>「未成年者帰国届出書」の提出をしなかった場合 その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日 ⑦ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項で準用する施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日 （免責事項） 第 29 条 当行の責めに帰さない事由により、未成年者口座及び課税未成年者口座に係る税制上の取扱い等に関し、お客様に生じた損害等については、当行はその責めを負わないものとします。 （合意管轄） 第 30 条 この約款に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。 （約款の変更） 第 31 条 この約款等は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合に
---	---

は、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 2 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。 3 前二項による変更は、公表等の際に定める相当の期間を経過した日から適用するものとします。 平成 28 年 1 月制定 令和 4 年 4 月改定 令和 6 年 1 月改定 令和 8 年 1 月改定 以 上	は、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 2 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。 3 前二項による変更は、公表等の際に定める相当の期間を経過した日から適用するものとします。 平成 28 年 1 月制定 令和 4 年 4 月改定 令和 6 年 1 月改定 令和 8 年 1 月改定 <u>令和 8 年 10 月改定</u> 以 上
--	---

以上